

1. 施設の概要

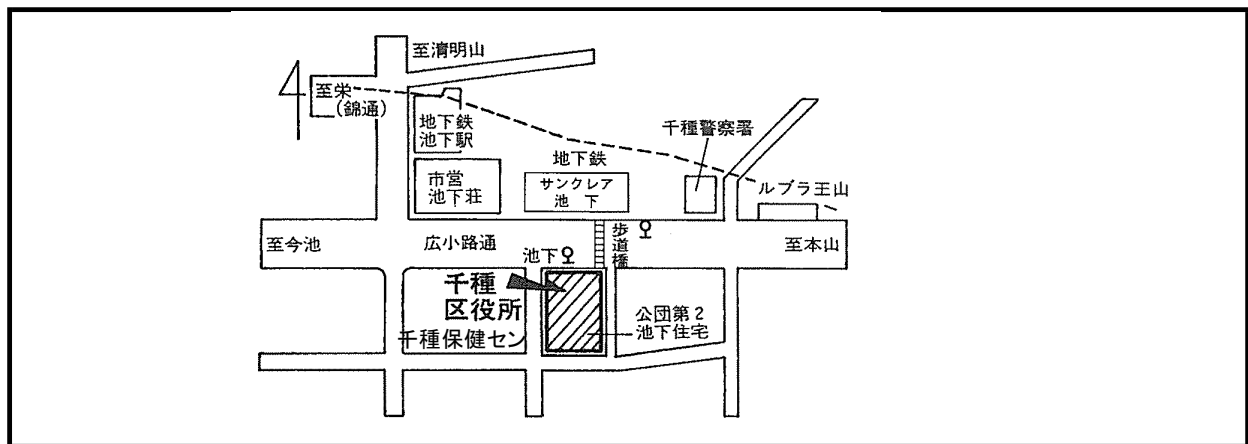
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-1	千種区役所 (千種区覚王山通8-37)	1階 入口付近	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.7㎡ 幅1.0m×奥行0.7m

2. 詳細情報

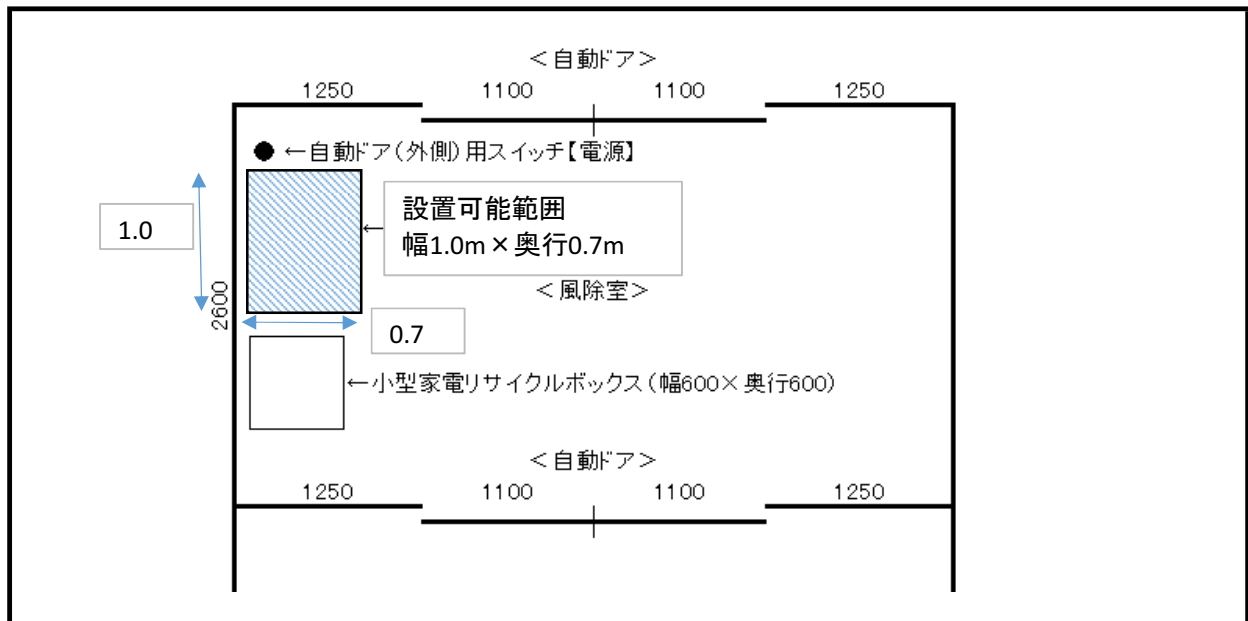
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

千種区役所企画経理室
担当者:成瀬、若尾
052-753-1932

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

なお、令和4年12月～令和5年1月頃に仮設庁舎へ移転予定。

仮設庁舎における設置場所等については、千種区役所と別途協議が必要。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に千種区在住の成人の方。
	設置場所は庁舎正面に2か所ある出入口の1つで、バス停も近くにあり、また区役所と保健センターが合築されているため、乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が多く通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行 等
	保健センターでの乳幼児の定期健診 等
施設のウェブサイト等	千種区ホームページ https://www.city.nagoya.jp/chikusa/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-2	東区役所 (東区筒井1-7-74)	1階 入口付近	1台	紙媒体のみ	R4.4.1～ 5年間	計 0.12m ² 幅0.6m×奥行0.2m

2. 詳細情報

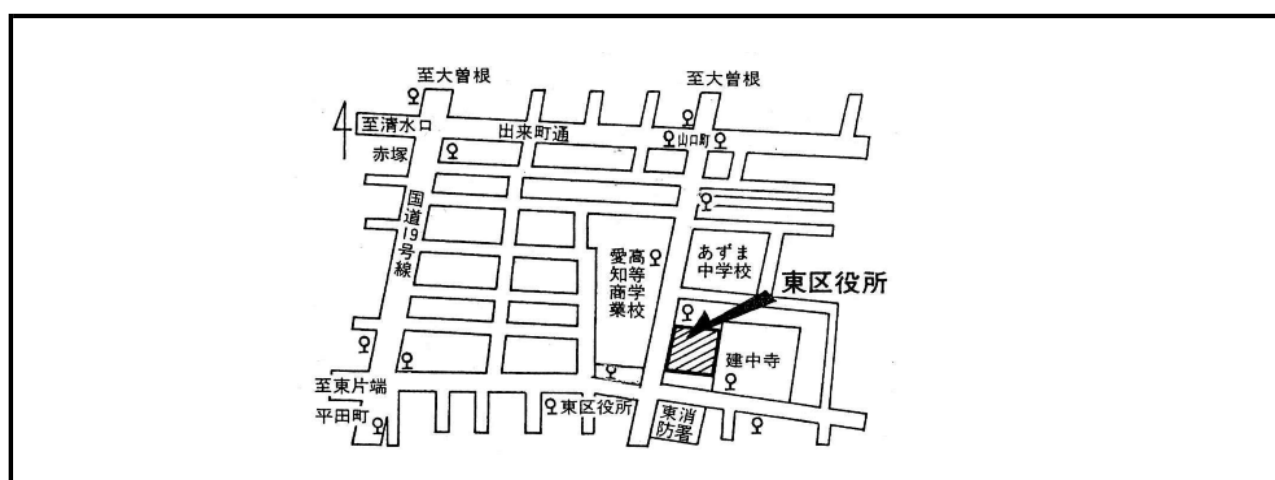
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

東区区政部総務課庶務係

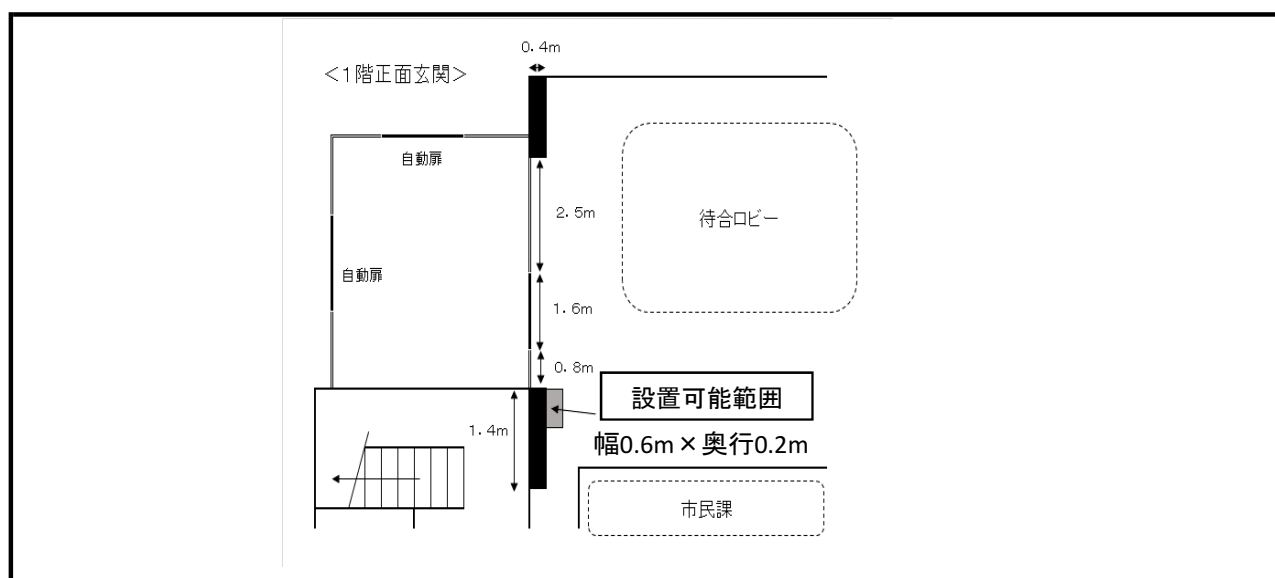
担当者:田中

052-934-1114

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中設置可能範囲記載部分(灰色部分)
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能
- ・壁面に掲示板有(撤去移設不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
	設置場所は1階入口付近であり、市民課・保険年金課を目的とした来場者が主に通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行 等
	保健センターでの乳幼児の定期健診 等
施設のウェブサイト等	市公式ウェブサイト(東区) https://www.city.nagoya.jp/higashi/

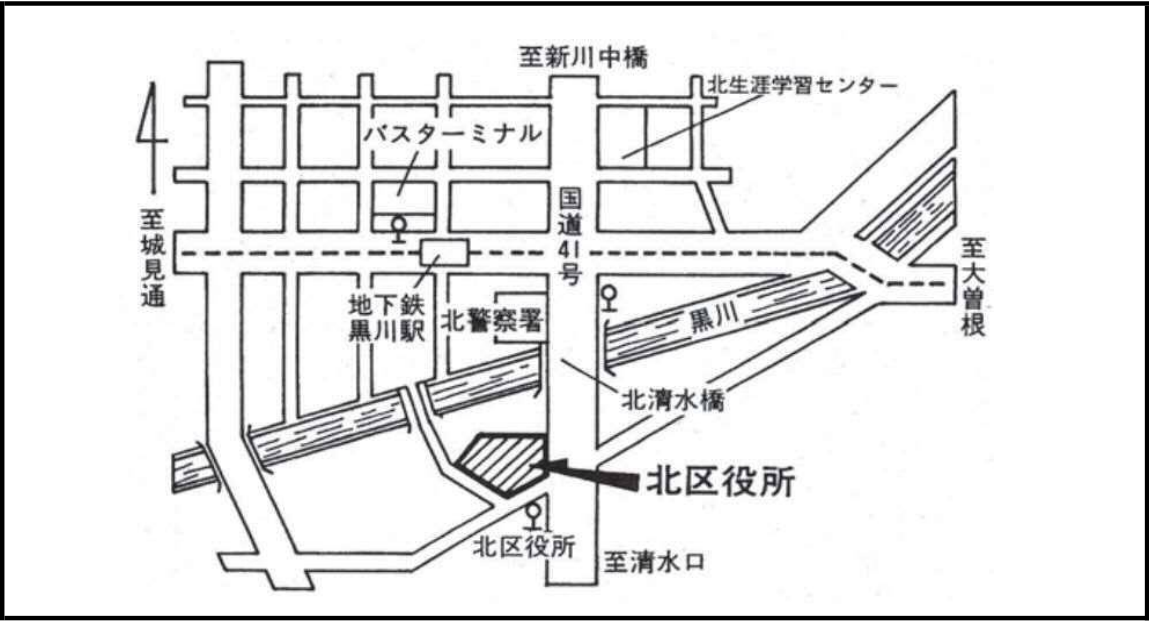
1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-3	北区役所 (北区清水四丁目17-1)	1階東側 玄関ホール	1台	紙媒体 のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.36㎡ 幅0.6m×奥行0.6m

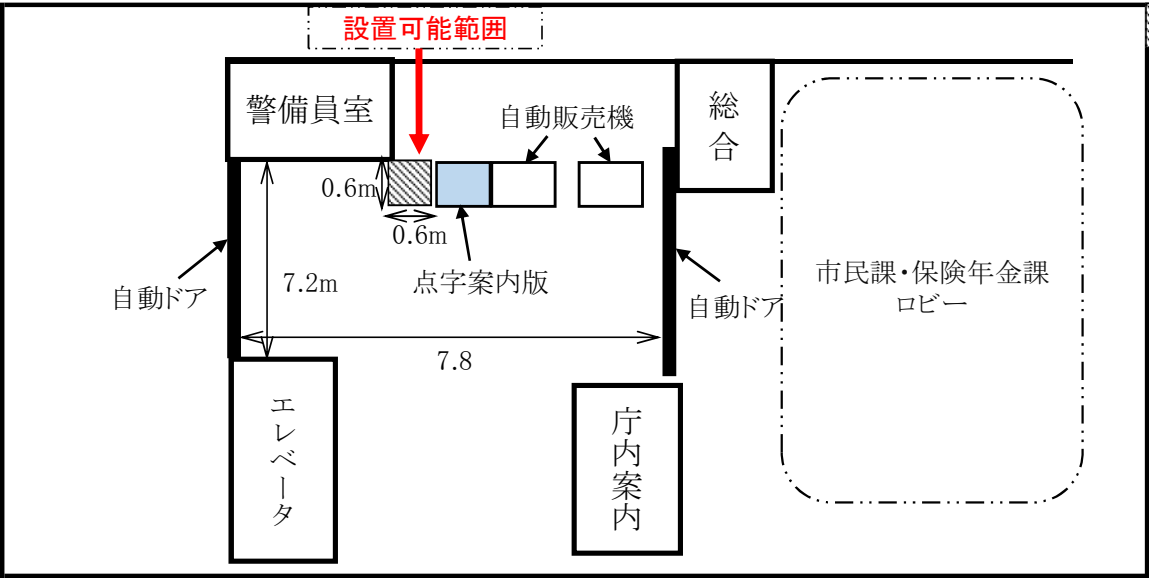
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
北区総務課庶務係
担当者:小川
052-917-6417

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
・壁面から点字案内板有(撤去移設不可)
・壁面のアンカー止め可(床面不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	区役所 別紙参照 市社会福祉協議会 33,547人(122人)(令和2年度)
主に利用される方	主に北区に在住の方。 ・区役所(1～3階)に申請・証明等で来庁される方、保健所(4階)に検診等で来庁される方 ・市社会福祉協議会(5階～7階)の各種センターへの相談等、会議室(7室)利用のために来庁される方 設置場所は、正面玄関のエレベーターホールの一角で、来場者の多くが通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	・区役所窓口での申請受付、各種証明書発行等 ・保健所での乳幼児の定期健診等 ・市社会福祉協議会での各種センターでの相談、貸会議室等 庁舎西側2階の講堂を区の行事、事業の他、貸出も実施しています。(講堂稼働日数 211日(令和元年度))
施設のウェブサイト等	名古屋市公式ウェブサイト https://www.city.nagoya.jp/kita/ (参考:市社会福祉協議会(同じ入口を使用します) https://www.nagoya-shakyo.jp/)

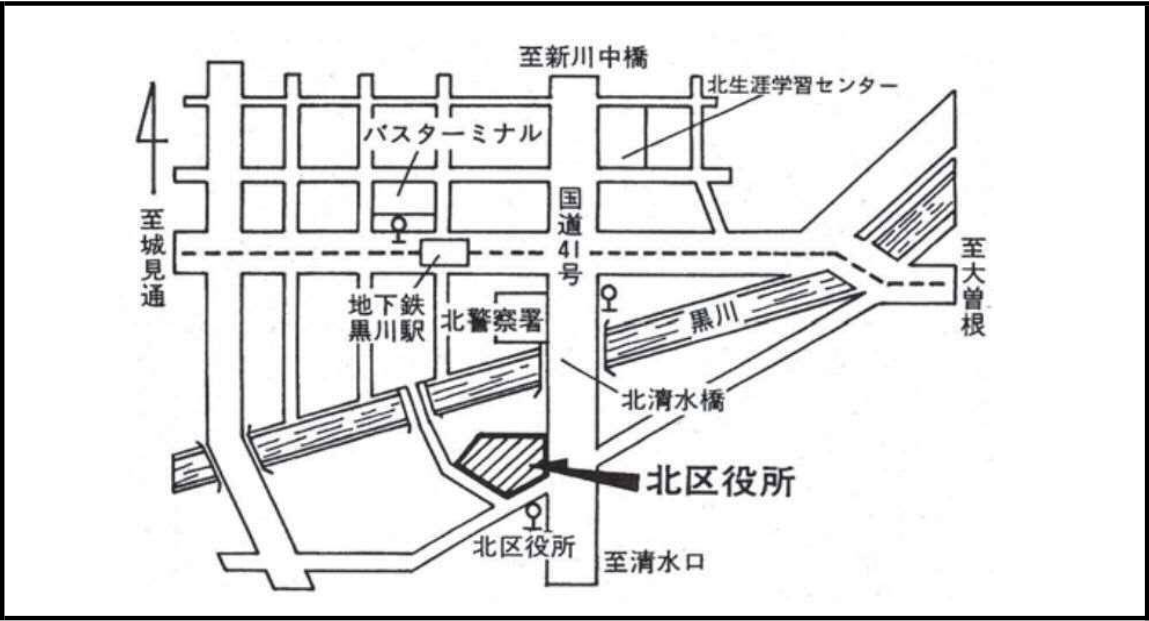
1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-4	北区役所 (北区清水四丁目17-1)	2階 E Vホール付近	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計0.42㎡ 幅0.6m×奥行0.7m

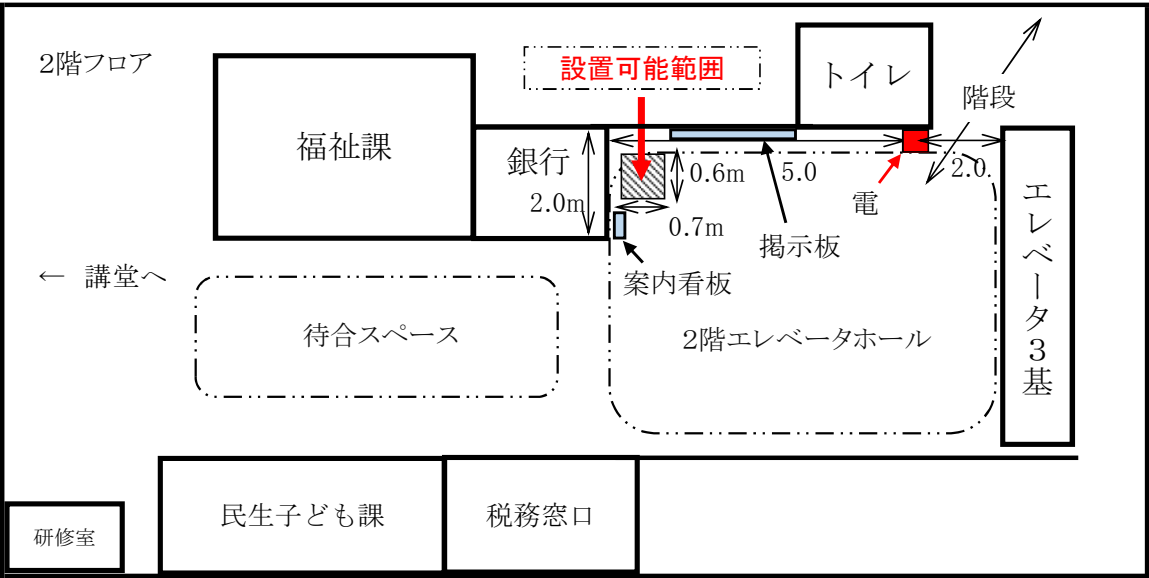
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
北区総務課庶務係
担当者:小川
052-917-6417

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面に掲示板有(撤去移設不可)
 - ・壁面のアンカー止め可(床面不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に北区に在住の方。 ・福祉課に介護保険、高齢者、障害者の各種申請、相談に来庁の方 ・民生子ども課に保育所、各種手当等の申請、相談に来庁の方 ・税務窓口で証明書発行等で来庁される方 ・市税等の納付に銀行派出所へ来られる方。 2階エレベーターホールの一 corner で、2階来場者の多くが通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行 区役所窓口での相談、申請受付 各種臨時窓口をエレベーターホール等に設置しています。 2階西側に講堂があり、区の行事、事業の他、貸出も実施しています。（講堂稼働日数 211日（令和元年度））
施設のウェブサイト等	名古屋市公式ウェブサイト https://www.city.nagoya.jp/kita/ （参考：市社会福祉協議会（同じ入口を使用します） https://www.nagoya-shakyo.jp/）

1. 施設の概要

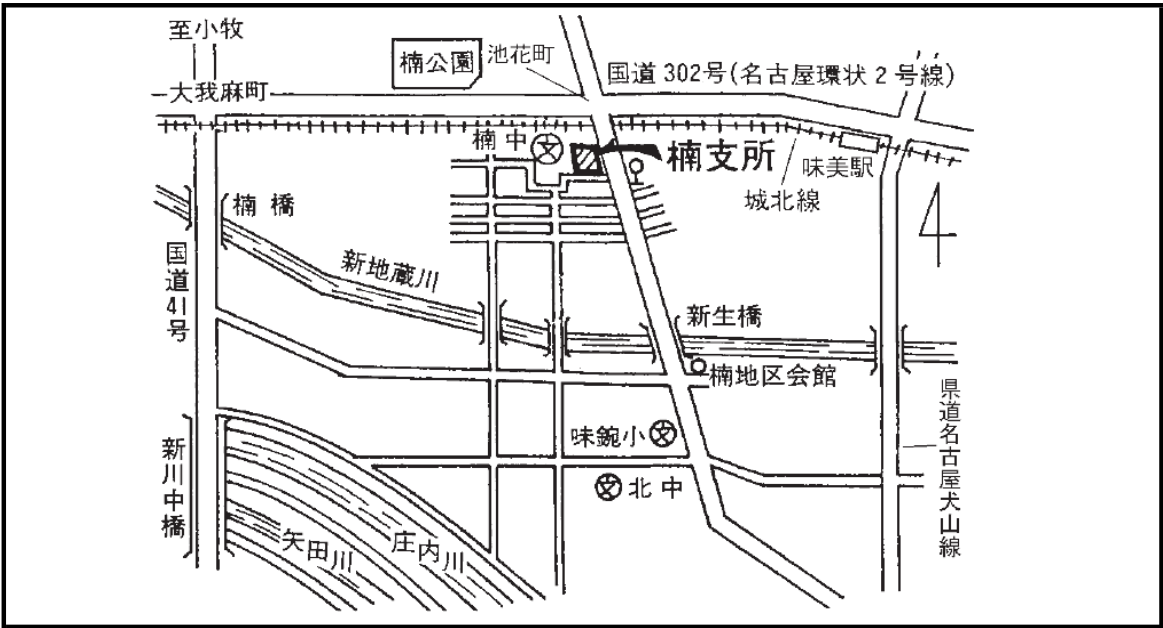
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-5	北区楠支所 (北区楠二丁目974)	1階 ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.12㎡ 幅0.6m×奥行0.2m

2. 詳細情報

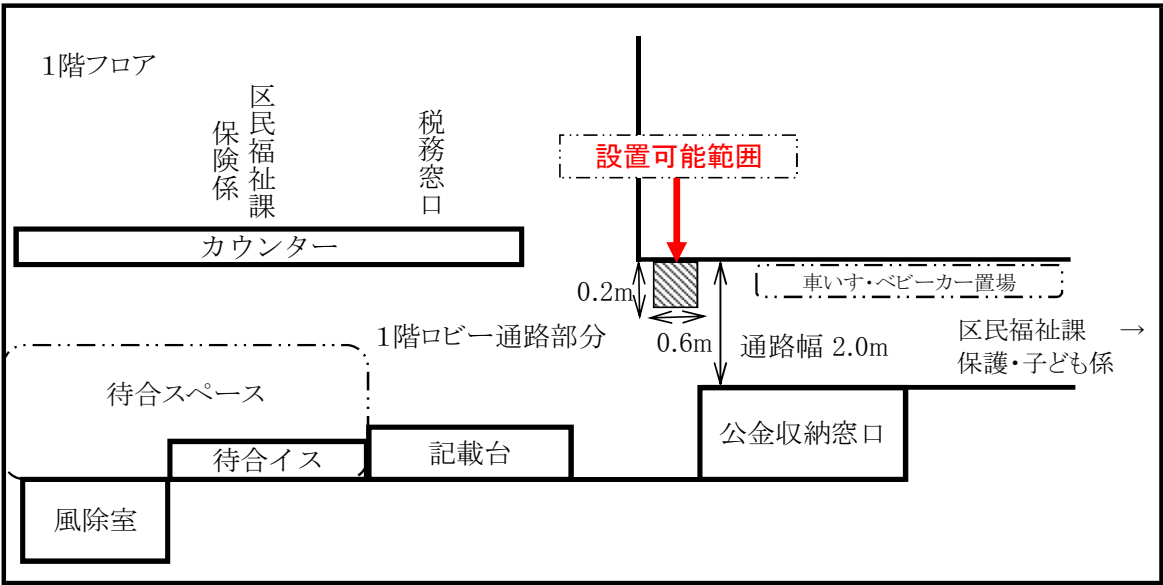
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

楠支所庶務係
担当者: 竹本
052-901-2282

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面に掲示板有(撤去移設不可)
 - ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

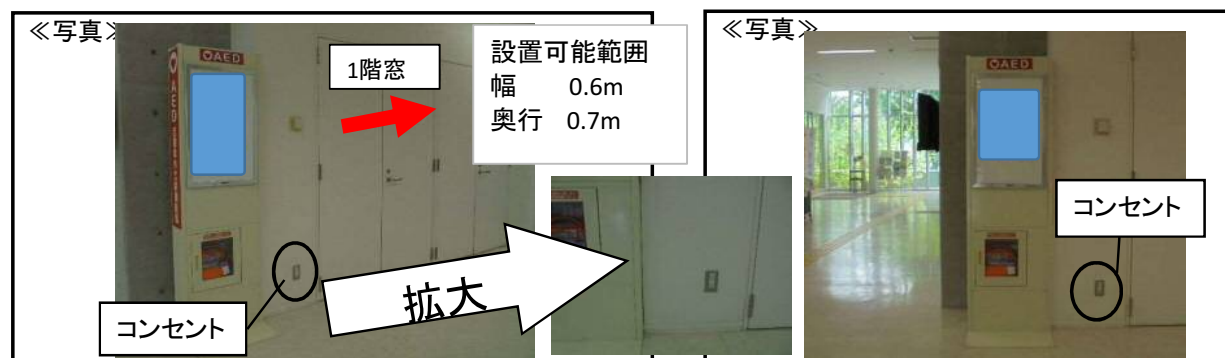
デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に北区（楠地区）に在住の方。 ・支所に申請・証明・相談等で来庁される方
	設置場所は、1階フロアの中央付近で市民係、保険係、保護・子ども係、税務窓口があり、来庁者のほとんどが通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	支所窓口での各種相談・申請・証明書発行
	各種選挙時の期日前投票所が2階に開設されます。
施設のウェブサイト等	名古屋市公式ウェブサイト https://www.city.nagoya.jp/kita/

④ 設置場所写真（2枚以上）



設置可能範囲 正面が市民課等の各窓口につながる出入り口

正面奥が南側玄関。右手に市民課等の各窓口につながる出入り口

⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	設置場所は入口付近のため、全来場者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行等
	保健所での乳幼児の定期健診等
施設のウェブサイト等	市公式ウェブサイト 西区役所のページ https://www.city.nagoya.jp/nishi/page/0000048739.html

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-7	西区役所山田支所 (西区八筋町358)	1階 ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	0.42㎡ 幅0.6m×奥行0.7m

2. 詳細情報

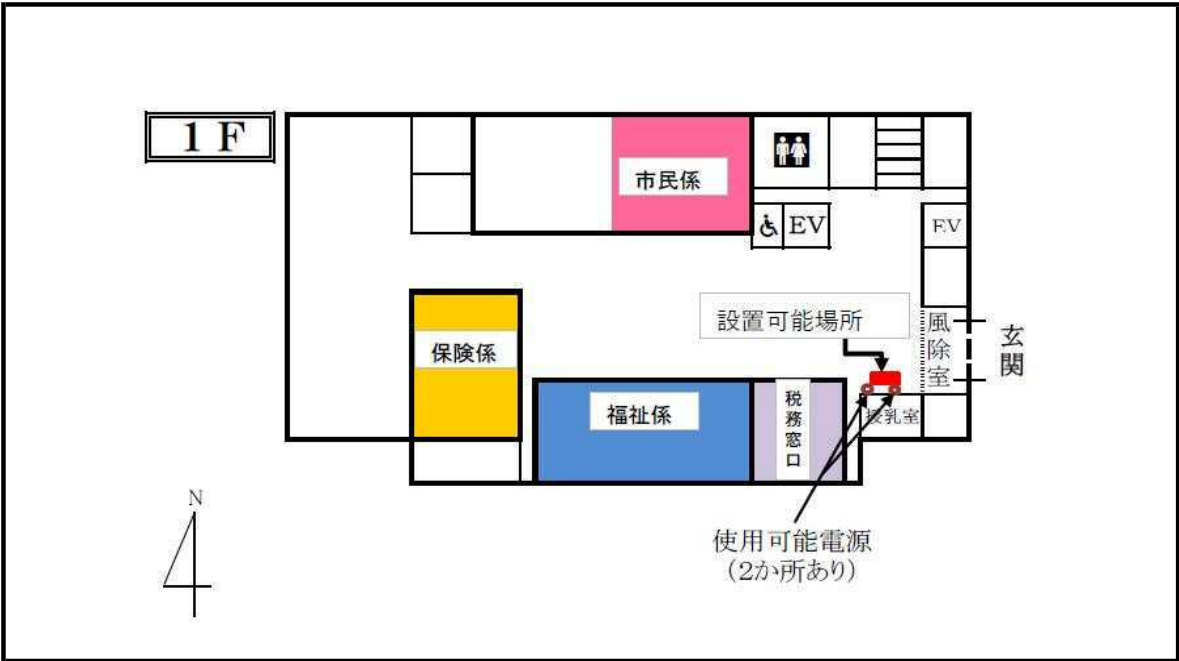
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

西区役所企画経理室
担当者: 田中
052-523-4643

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



・設置可能範囲

- ・壁面に掲示板有(掲示物の移動可能)
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



設置可能範囲と電源位置



写真左手の正面玄関から右手1階待合へ

⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に山田支所管内在住の市民の方が、窓口での証明書の発行申請・各種手続きのために来庁。
	設置場所は入口付近のため、併設の山田図書館利用者をはじめ全来庁者が通行します。 乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	支所窓口での各種証明書発行等
	講堂で開催する「もこもこ」（幼児と母親を対象にしたイベント）等 （令和3年度休止中）
施設のウェブサイト等	市公式ウェブサイト 西区役所山田支所のページ https://www.city.nagoya.jp/nishi/page/0000103100.html

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-8	中村区役所 (中村区竹橋町36番31号)	1階 玄関ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計0.12㎡ 幅0.6m×奥行0.2m

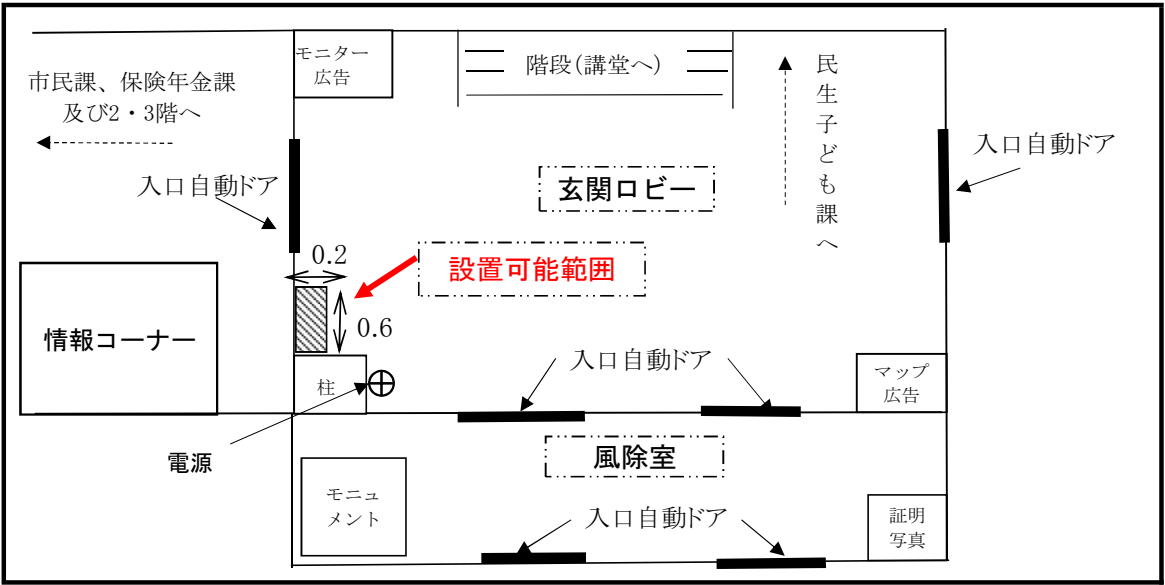
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
中村区役所区政部企画経理室
担当者: 安藤
052-453-5492

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

なお、令和4年12月～令和5年1月頃に新庁舎へ移転予定。

新庁舎における設置場所については、中村区役所と別途協議が必要。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に中村区在住の方
	設置場所は入口付近のため、全来場者が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行 等
	区役所講堂の利用者が主催するイベント 等（不定期）
施設のウェブサイト等	中村区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/nakamura/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-9	中区役所 (中区栄四丁目1番8号)	2階 ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.75㎡ 幅1.0m×奥行0.75m

2. 詳細情報

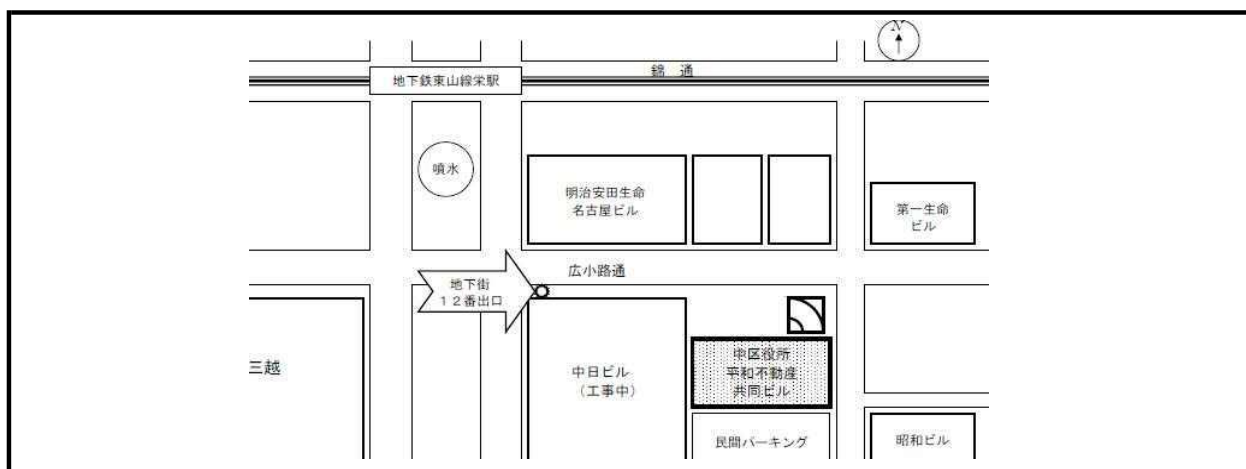
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

中区役所総務課庶務係

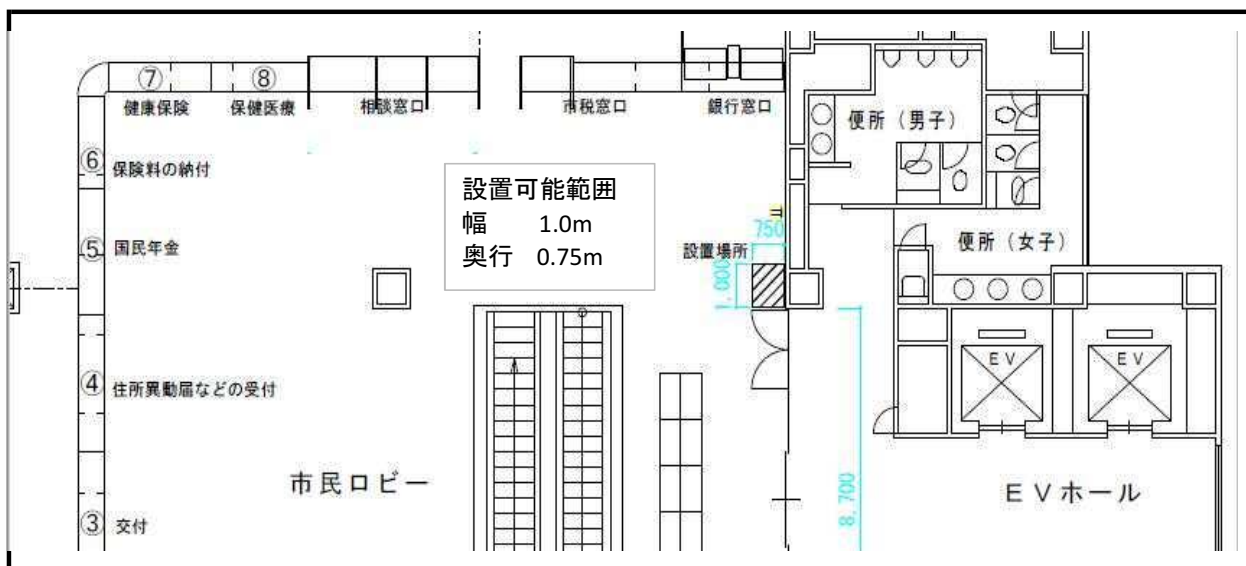
担当者: 今井

052-265-2214

② 現地案内図

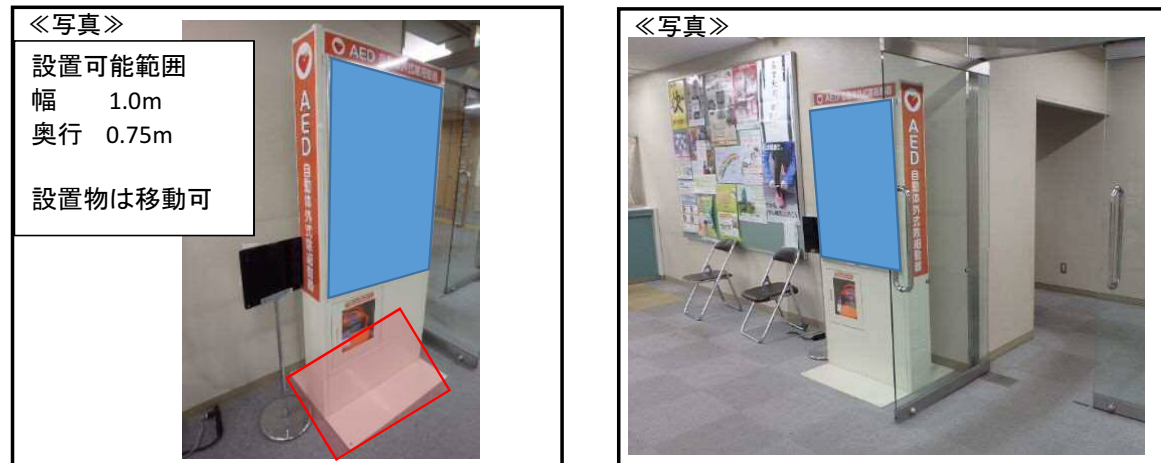


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に中区に在住の10歳代から90歳代の方。
	設置場所は市民利用の多い2階ロビーの東壁面にあり、多くの来庁者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種手続き、証明書発行、相談等
施設のウェブサイト等	https://www.city.nagoya.jp/naka/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-10	中区役所 (中区栄四丁目1番8号)	4階 廊下	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.75㎡ 幅1m×奥行0.75m

2. 詳細情報

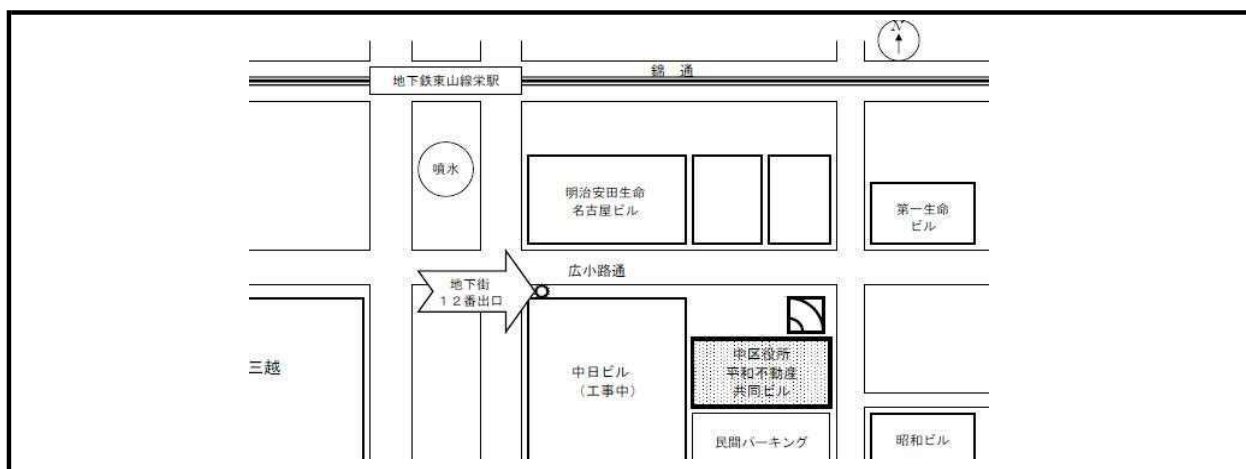
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

中区役所総務課庶務係

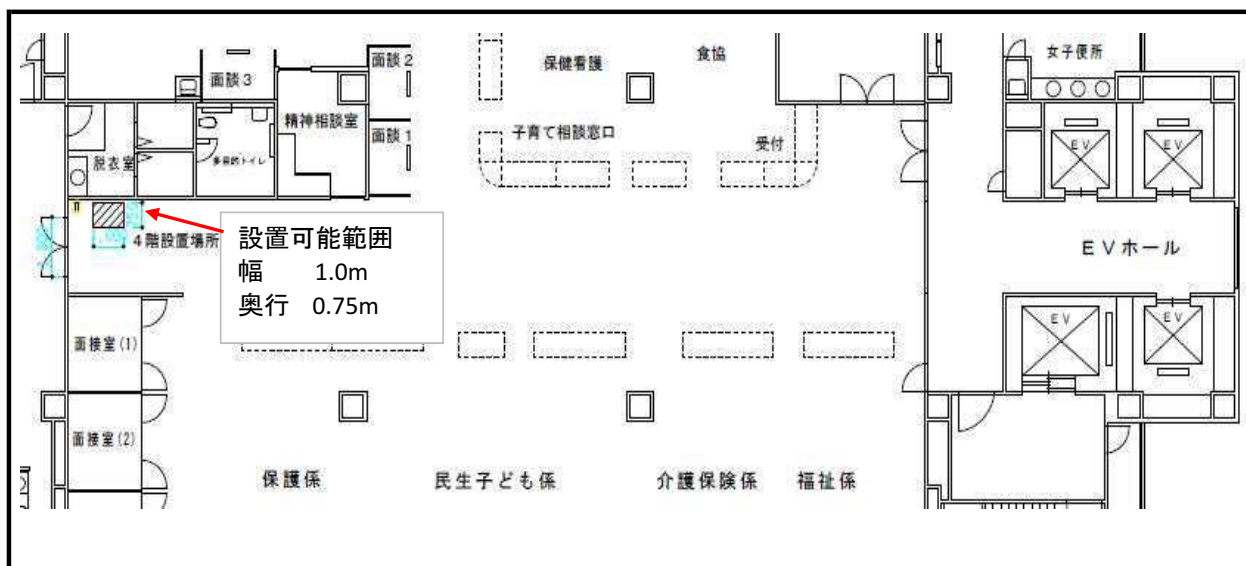
担当者: 今井

052-265-2214

② 現地案内図

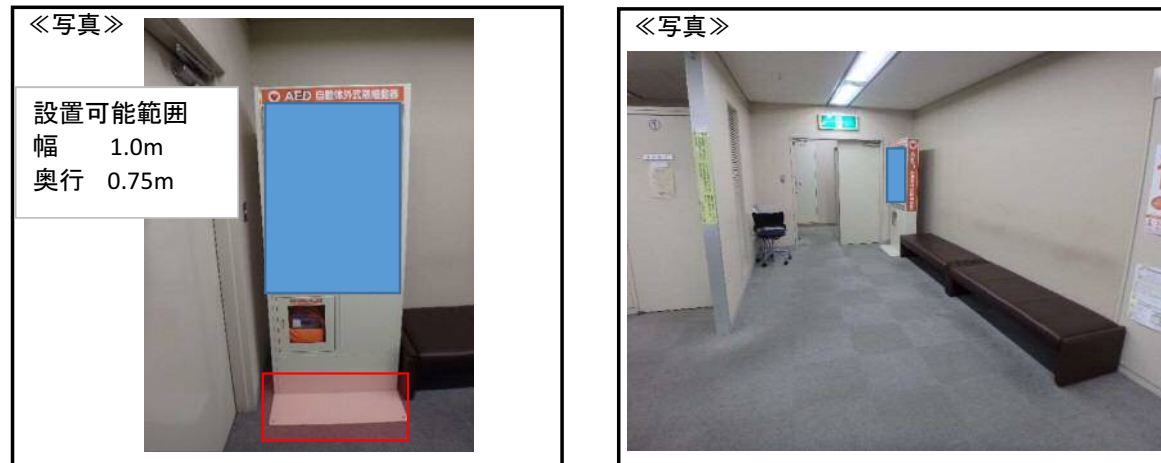


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に中区に在住の10歳代から90歳代の方。
	設置場所は市民利用の多い4階ロビーの廊下にあります。 乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が来庁します
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種手続き、証明書発行、相談等
施設のウェブサイト等	https://www.city.nagoya.jp/naka/

1. 施設の概要

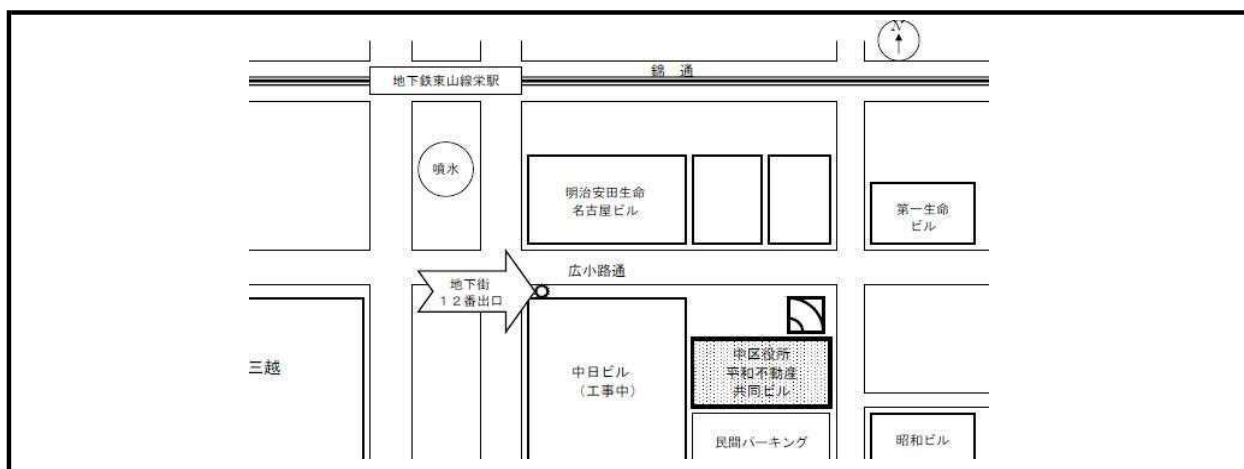
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-11	中区役所 (中区栄四丁目1番8号)	5階 廊下	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.75㎡ 幅1m×奥行0.75m

2. 詳細情報

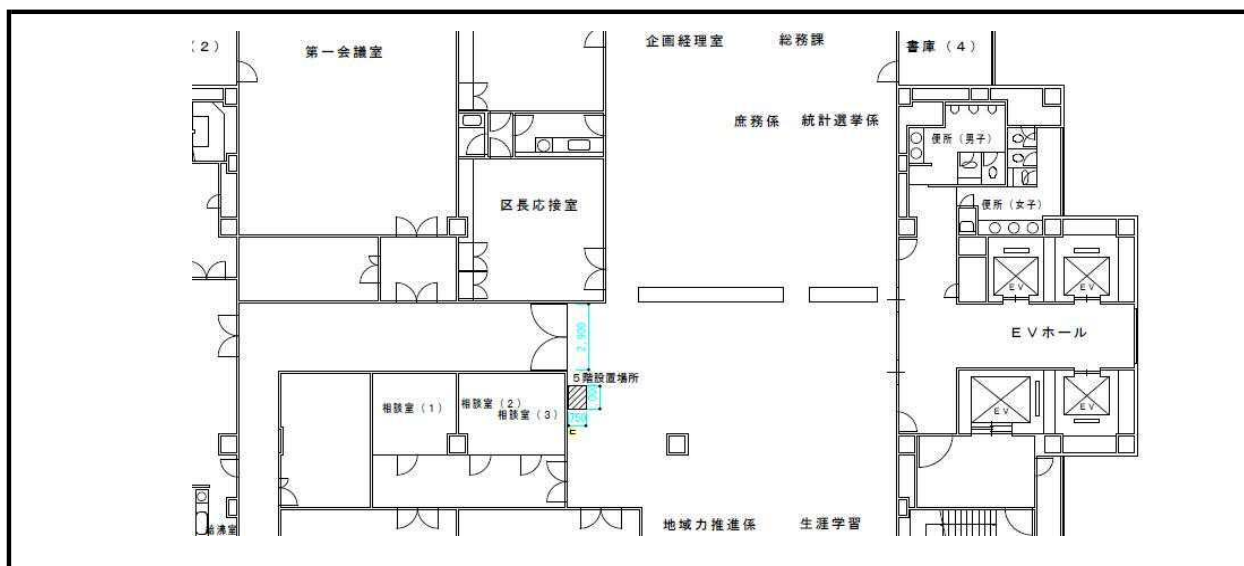
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

中区役所総務課庶務係
担当者: 今井
052-265-2214

② 現地案内図

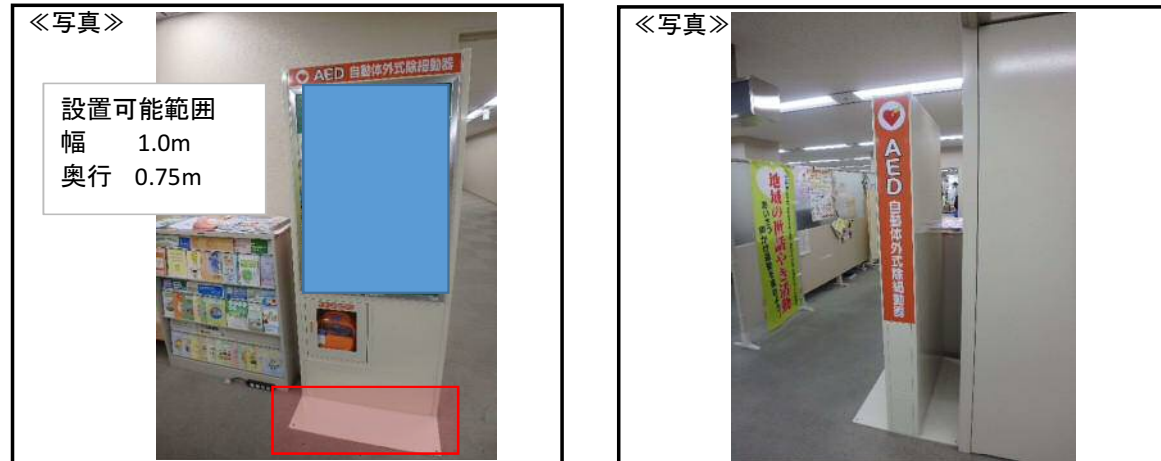


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に中区に在住の10歳代から90歳代の方。
	設置場所は職員以外の区行政関係者も来庁する5階ロビーの東壁面があり、会議の度に通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種手続き、証明書発行、相談等
	各種会議など
施設のウェブサイト等	https://www.city.nagoya.jp/naka/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-12	中区役所 (中区栄四丁目1番8号)	B2 ホールホワイエ	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.75㎡ 幅1m×奥行0.75m

2. 詳細情報

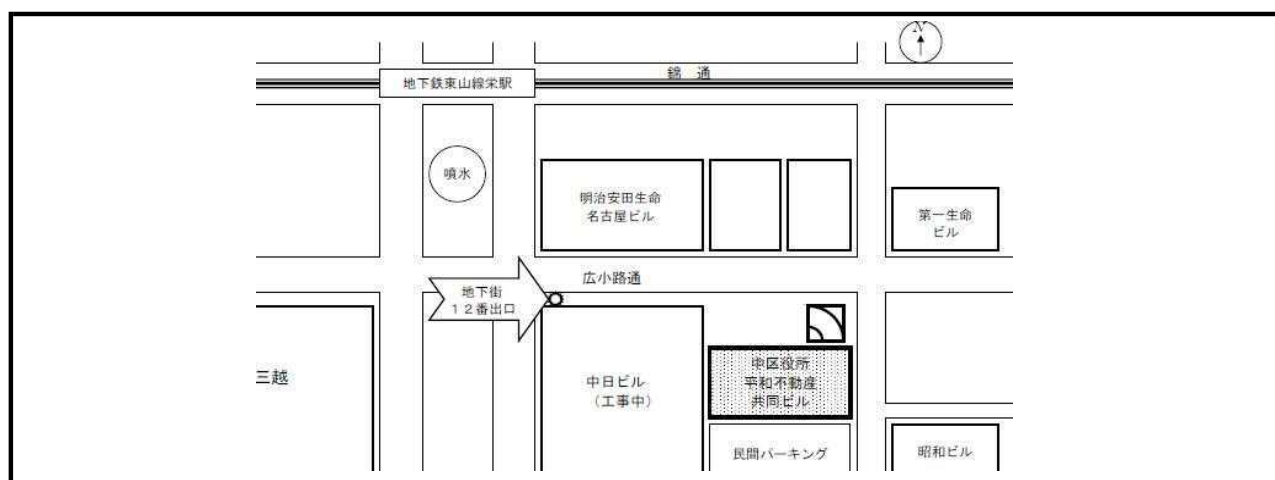
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

中区役所総務課庶務係

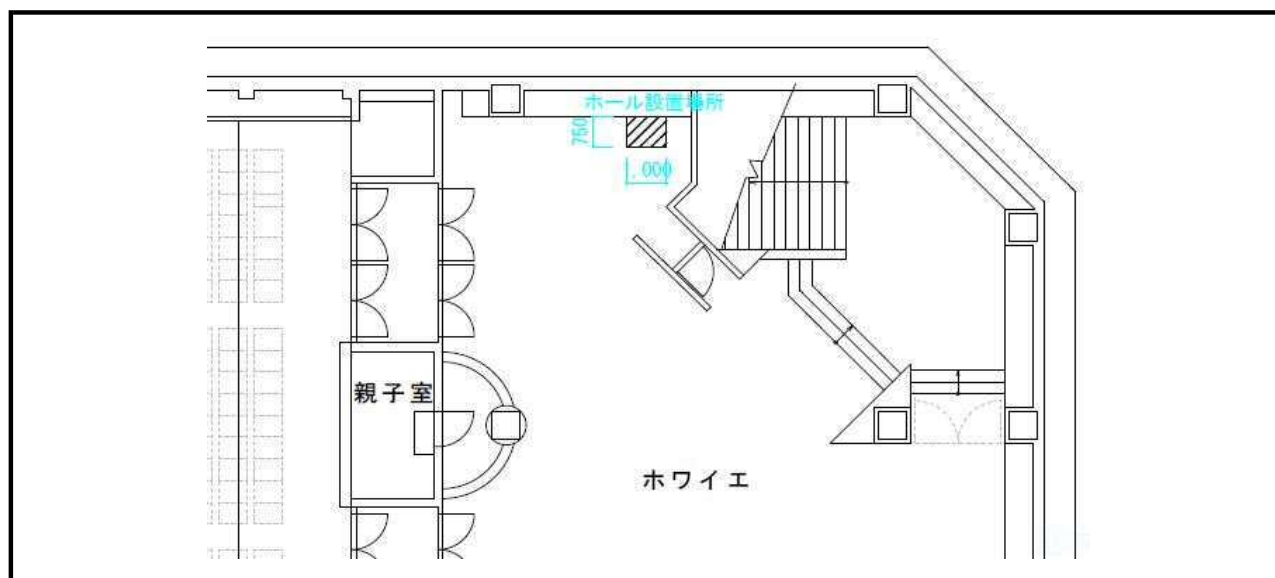
担当者: 今井

052-265-2214

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	イベントによって異なる。市内、市外を問わず幅広い層の利用がある。
	設置場所はホールの出入り口に近い箇所にあり、多くの利用者の目に触れます。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	各種講演、研修、集会等
施設のウェブサイト等	https://www.city.nagoya.jp/naka/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-13	昭和区役所 (昭和区阿由知通3-19)	1階 東側通用口	1台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.21㎡ 幅0.7m×奥行0.3

2. 詳細情報

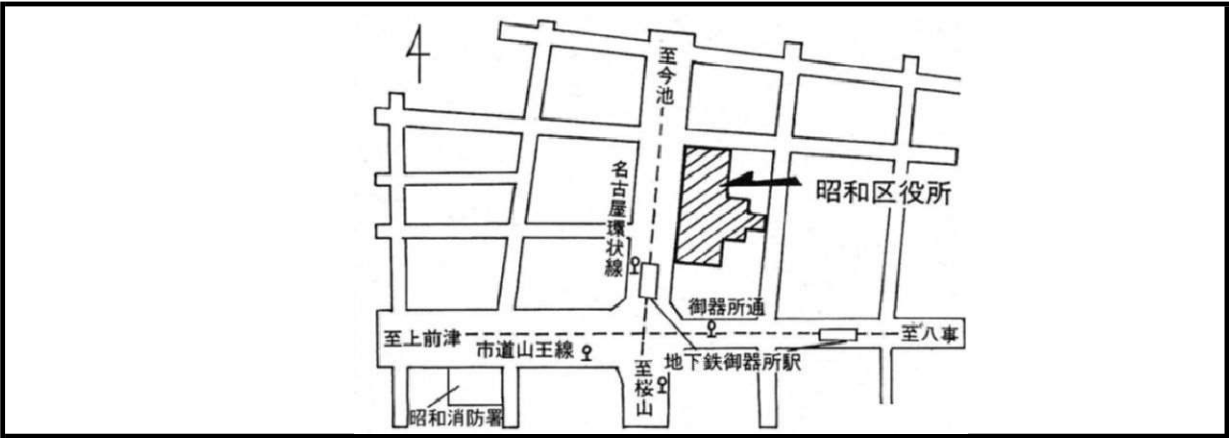
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

昭和区区政部企画経理室

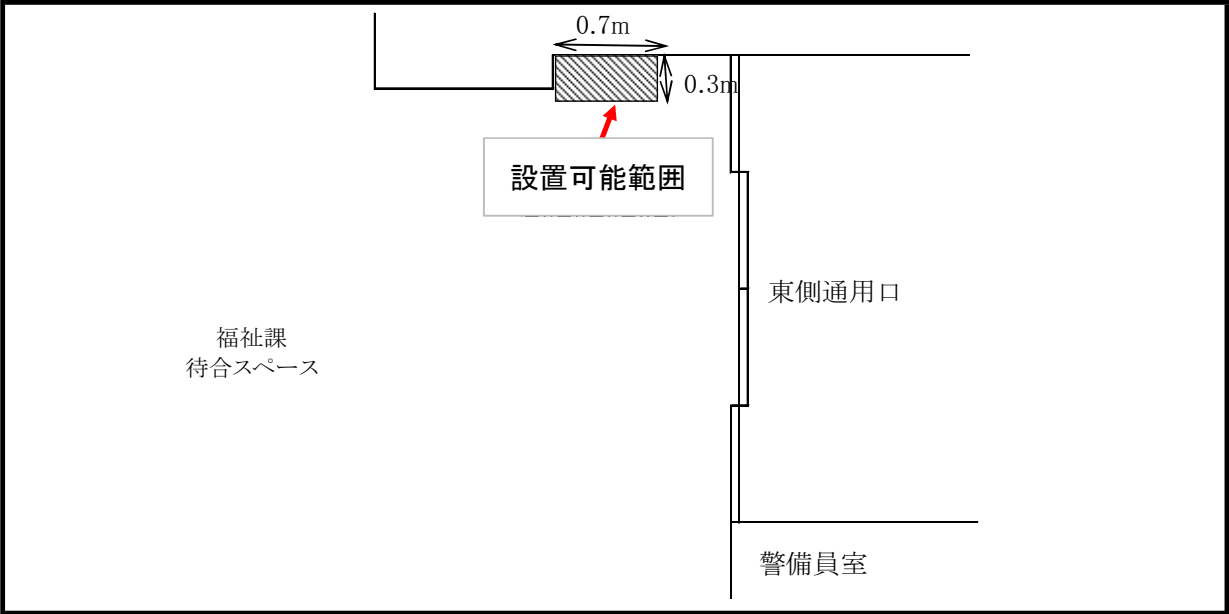
担当者: 小林

052-735-3873

② 現地案内図

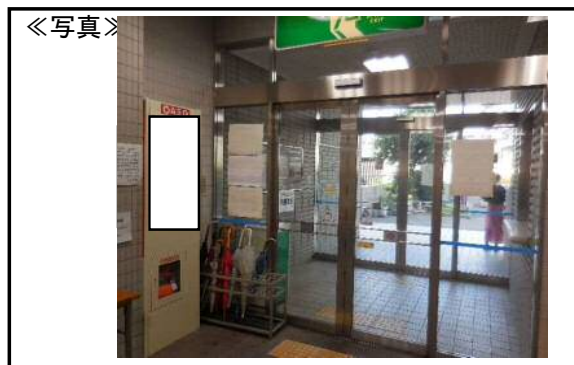


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	主に昭和区に在住の20歳代から70歳代の方。
	設置場所は東側出入口に近いため、福祉課来庁者を中心に各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	住民票や各種証明書の発行、各種届出の受付など
	保健センターでの乳幼児の定期健診など
施設のウェブサイト等	昭和区ホームページ http://www.city.nagoya.jp/showa/

1. 施設の概要

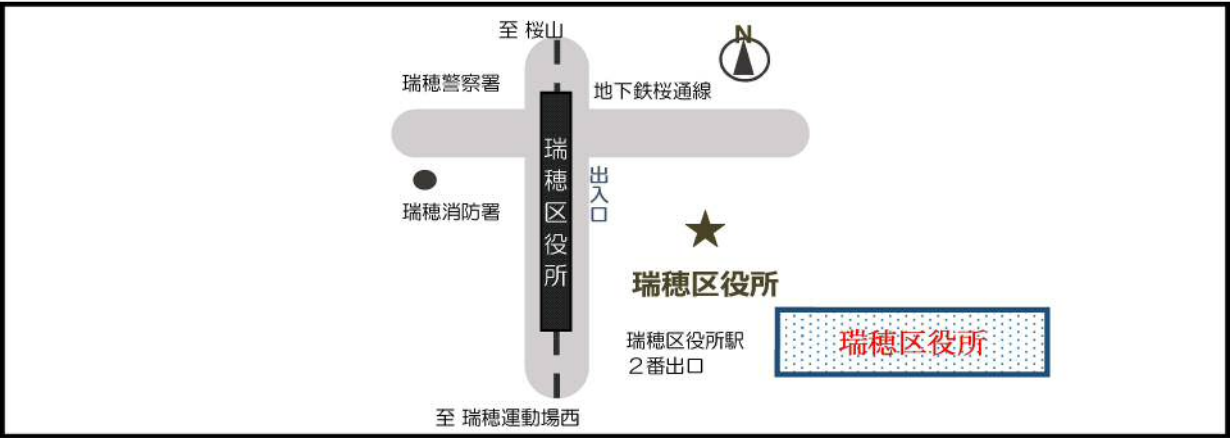
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-14	瑞穂区役所 (瑞穂区瑞穂通3-32)	1 階 正面玄関ホール	1 台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.21㎡ 幅0.7m×奥行0.3m

2. 詳細情報

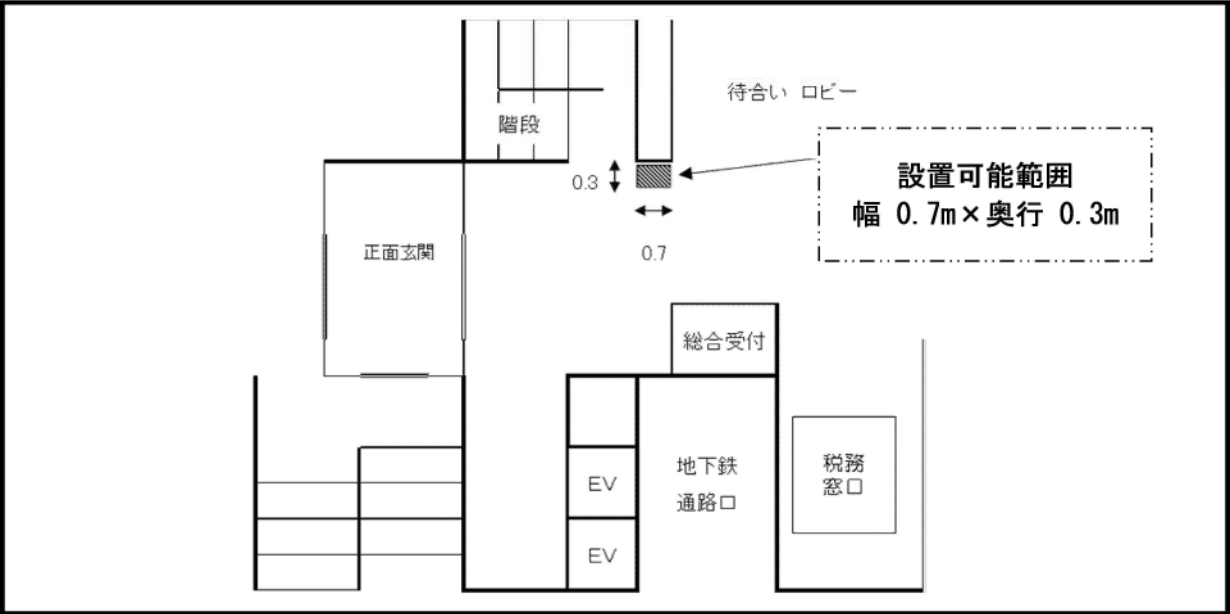
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

瑞穂区役所区政部総務課庶務係
担当者:久田
052-852-9214

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に瑞穂区に在住の乳幼児連れの方から高齢者の方まで幅広い年代の方。
	設置場所は正面玄関付近のため、ほとんどの来場者が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種届出・証明書発行 等
	区役所講堂でのイベント・会議等の開催
施設のウェブサイト等	瑞穂区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/mizuho/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-15	熱田区役所 (熱田区神宮3-1-15)	南館1階 ロビー	1台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.525㎡ 幅0.7m×奥行0.75m

2. 詳細情報

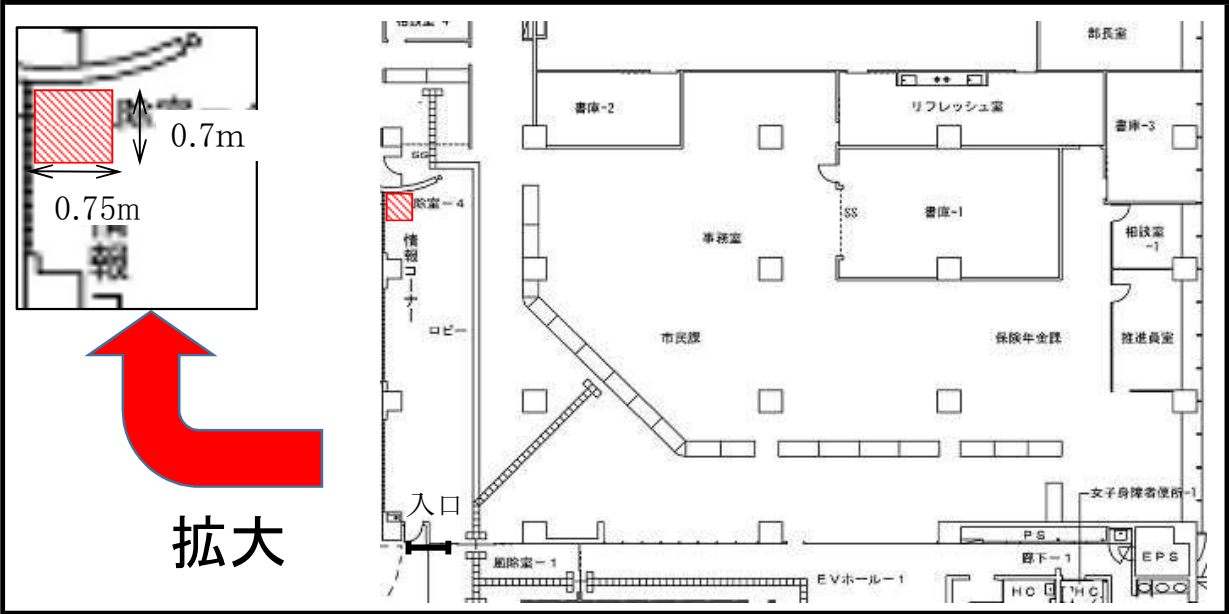
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

熱田区総務課庶務係
担当者:奥谷
052-683-9413

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中赤色斜線部 ※壁側に設置
- ・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	例：設置場所は1階入口付近のため、乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区民向け展覧会や講習会等のほか、一般貸出（主に社交ダンスサークル）として使用。
施設のウェブサイト等	名古屋市公式ウェブサイト 熱田区ホームページ http://www.city.nagoya.jp/atsuta/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-16	中川区役所 (中川区高畑1-223)	1階 区役所玄関横	1台	紙媒体のみ	R4.4.1～ 5年間	計0.18㎡ 幅 0.6m×奥行 0.3m

2. 詳細情報

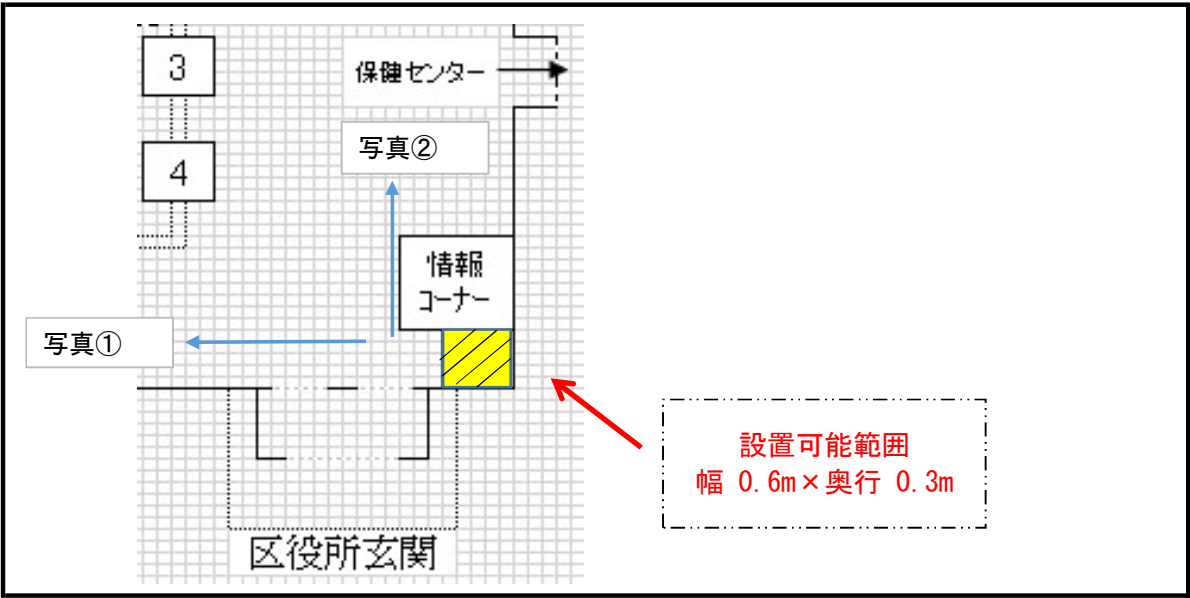
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

中川区役所総務課庶務係
担当者:小林
052-363-4307

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	区役所1階を利用される方。 主に市民課、保険年金課を利用する方になります。
	設置場所は入口付近のため、市民課、保険年金課を利用する方全員の目に触れることとなります。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所事務
施設のウェブサイト等	中川区役所ホームページ https://www.city.nagoya.jp/nakagawa/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-17	中川区役所 (中川区高畑1-223)	2階 エレベーターホール	1台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.12㎡ 幅 0.6m×奥行 0.2m

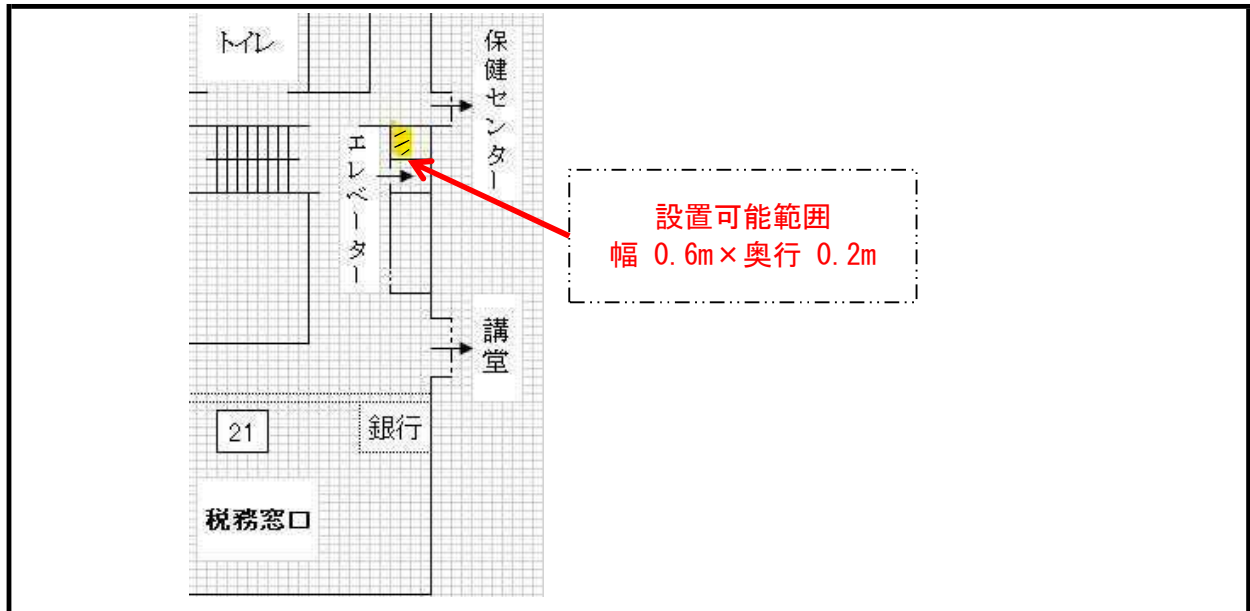
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
 中川区役所総務課庶務係
 担当者: 小林
 052-363-4307

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	区役所2階を利用される方。 民生子ども課、税務窓口のある階となります。
	設置場所は2階への階段をあがってすぐのため、東側階段で2階へ上がった方全員の目に触れることとなります。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所事務
施設のウェブサイト等	中川区役所ホームページ https://www.city.nagoya.jp/nakagawa/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-18	中川区役所富田支所 (中川区春田3-215)	1階ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.324㎡ 候補1幅0.6×奥行0.2m 候補2幅0.85×奥行0.24m

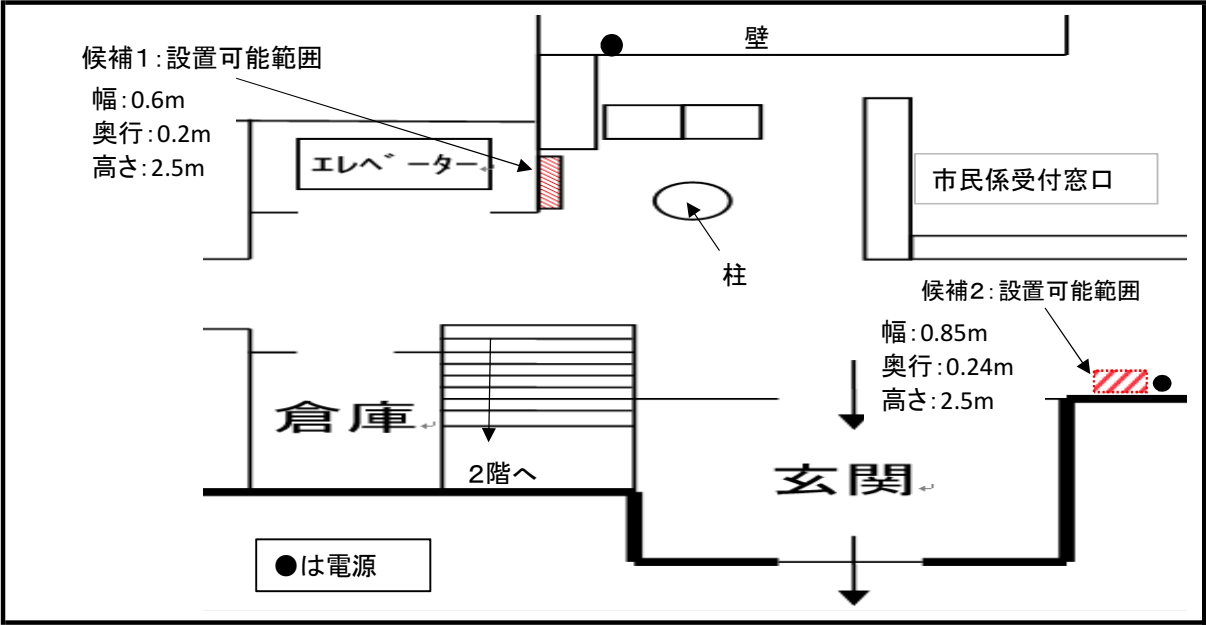
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
中川区富田支所区民生活課庶務係
担当者: 須藤
052-301-8365

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
・候補1は壁面・床面共にアンカー止め可能、候補2は床面アンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）

【候補1設置場所】

《写真》



《写真》

設置可能範囲
幅 0.6m
奥行 0.2m
高さ 2.3m



【候補2設置場所】

《写真》



《写真》

設置可能範囲
幅 0.85m
奥行 0.24m
高さ 2.5m

※窓ガラスから床面までに
25cm幅の段差あり



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	主に中川区に在住の方
	設置場所は玄関入ってすぐであり、階段にも近いため、駐車場や2階で使用する場合も迅速に対応できる。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所・支所窓口での各種証明書発行や相談業務等
	イベント・事業等の特記事項はなし
施設のウェブサイト等	市公式ウェブサイト(中川区役所富田支所案内) https://www.city.nagoya.jp/nakagawa/category/124-5-0-0-0-0-0-0-0.html

1.施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-19	港区役所 (港区港明一丁目12番20号)	1階 市民課ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計0.45㎡ 幅0.9m×奥行0.5m

2. 詳細情報

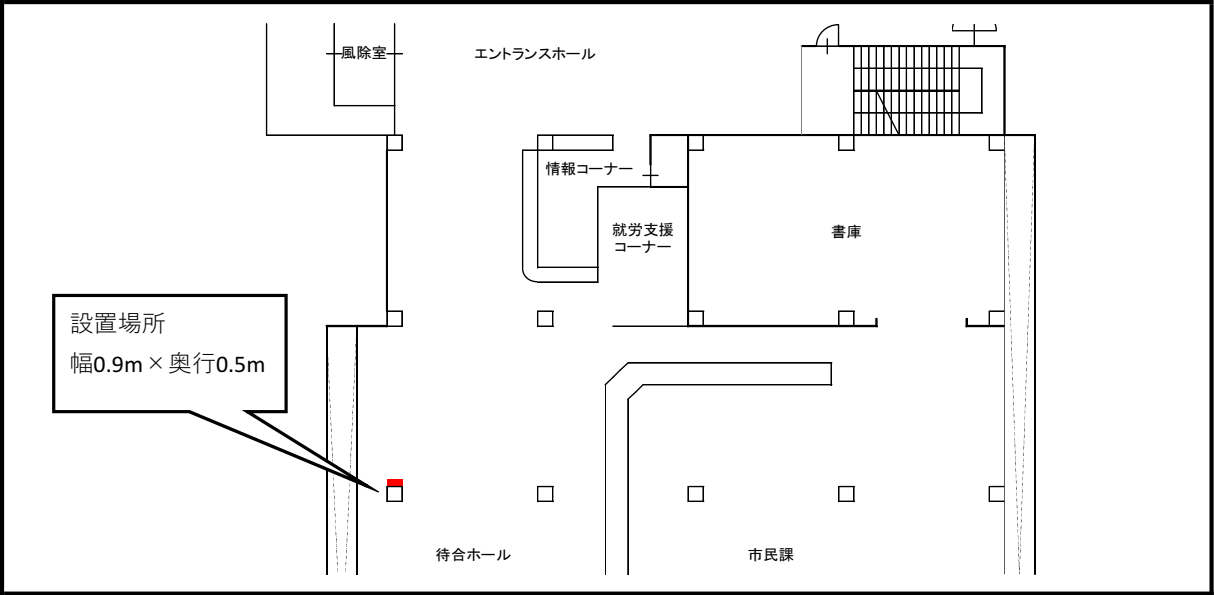
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

港区区政部総務課
担当者:玉置
052-654-9615

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面赤着色部分
- ・床面にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	老若男女、外国籍の方を含め幅広く利用者あり
	設置場所は市民課の待合スペースで転出入や住民票等の発行、マイナンバーに関する手続きのため各年代の方が来庁します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口における各種行政手続き
	区政協力員協議会、各種団体（女性会、老人クラブなど）の会議
施設のウェブサイト等	港区役所ホームページ https://www.city.nagoya.jp/minato/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-20	港区役所南陽支所 (港区春田野三丁目1801番地)	1階 正面玄関付近	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計1.088㎡ 幅1.6m×奥行0.68m

2. 詳細情報

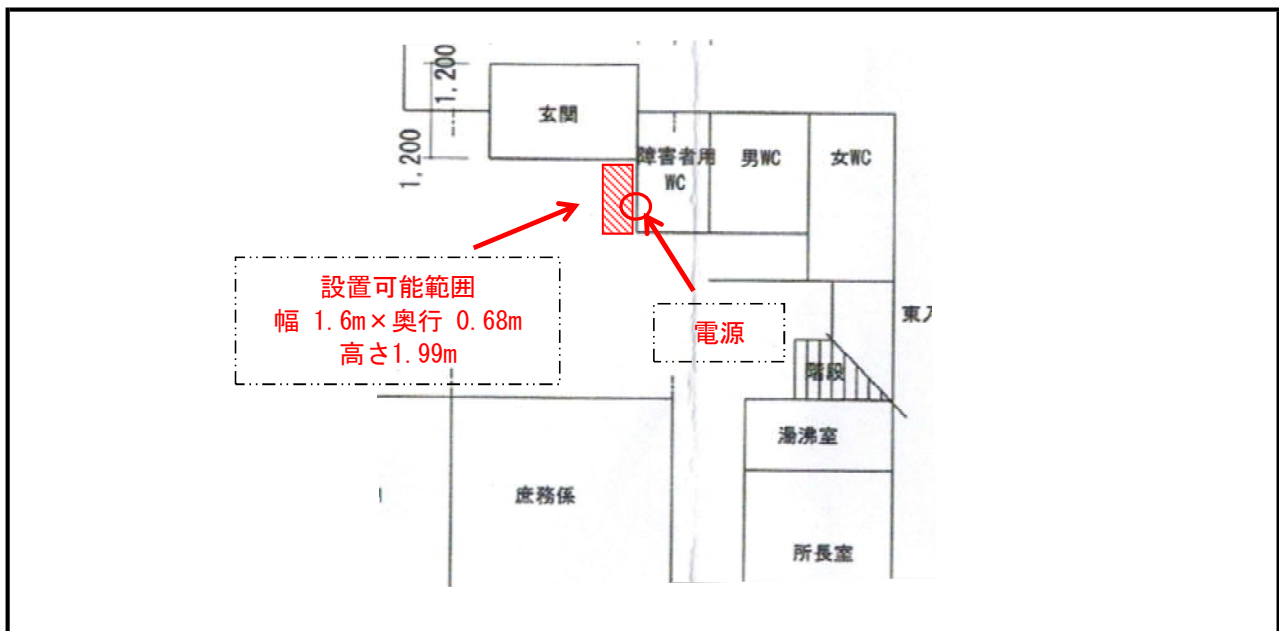
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

港区役所南陽支所区民生活課庶務係
担当者: 蜂須賀
052-304-8995

② 現地案内図

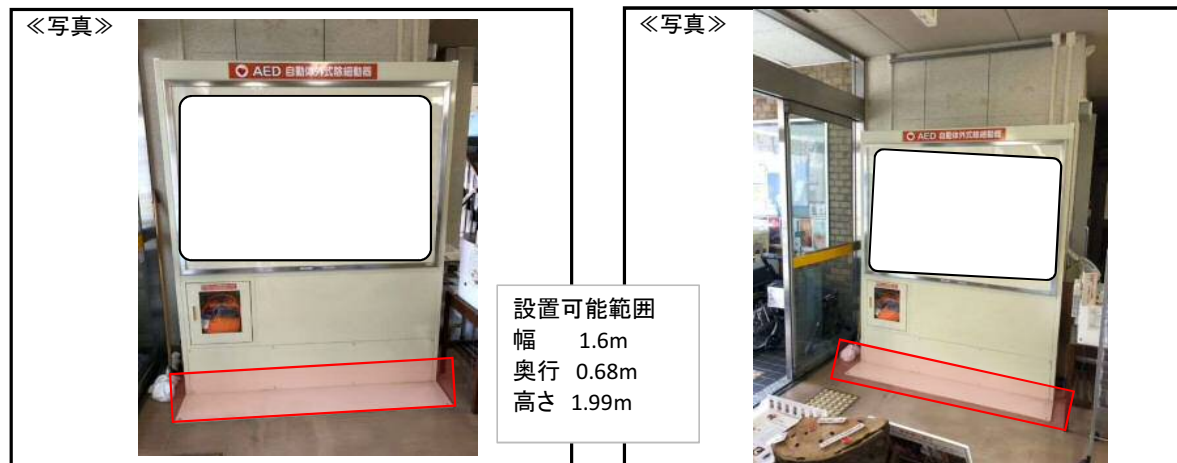


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	老若男女問わず幅広い世代の方が来庁される。
	設置場所は正面玄関入って横なので、ほとんどの来庁者が目にすると思われる。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	戸籍・住民票等、国民保険、福祉、農政、市税、町名変更等に関する証明発行や手続きなど。
施設のウェブサイト等	名古屋市役所港区役所南陽支所（名古屋市公式HP） http://www.city.nagoya.jp/shicho/page/0000005509.html

南陽支所AED現況写真（正面玄関入って左横に設置）



南陽支所1階平面図

1. 施設の概要

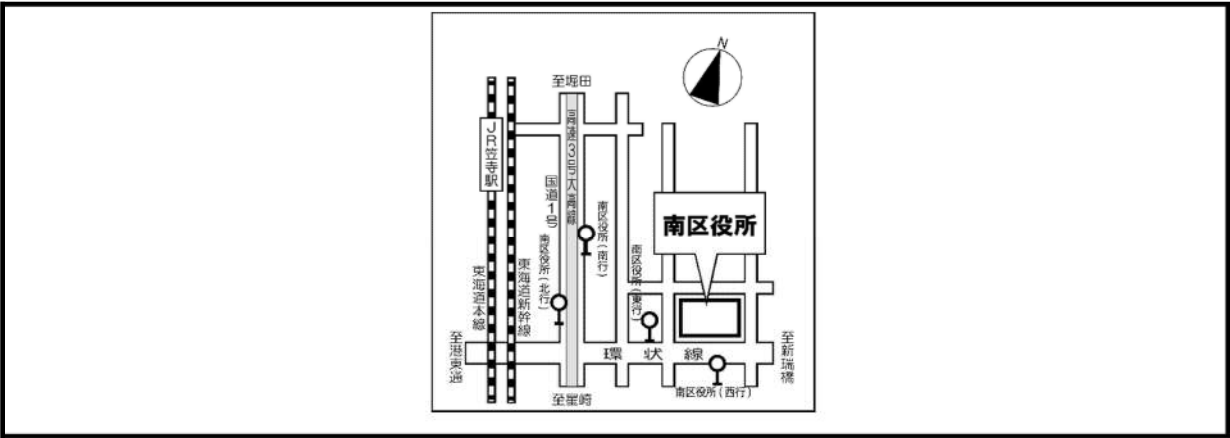
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-21	南区役所 (南区前浜通 3-10)	1階 待合ロビー	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計0.28㎡ 幅0.8m×奥行0.35m

2. 詳細情報

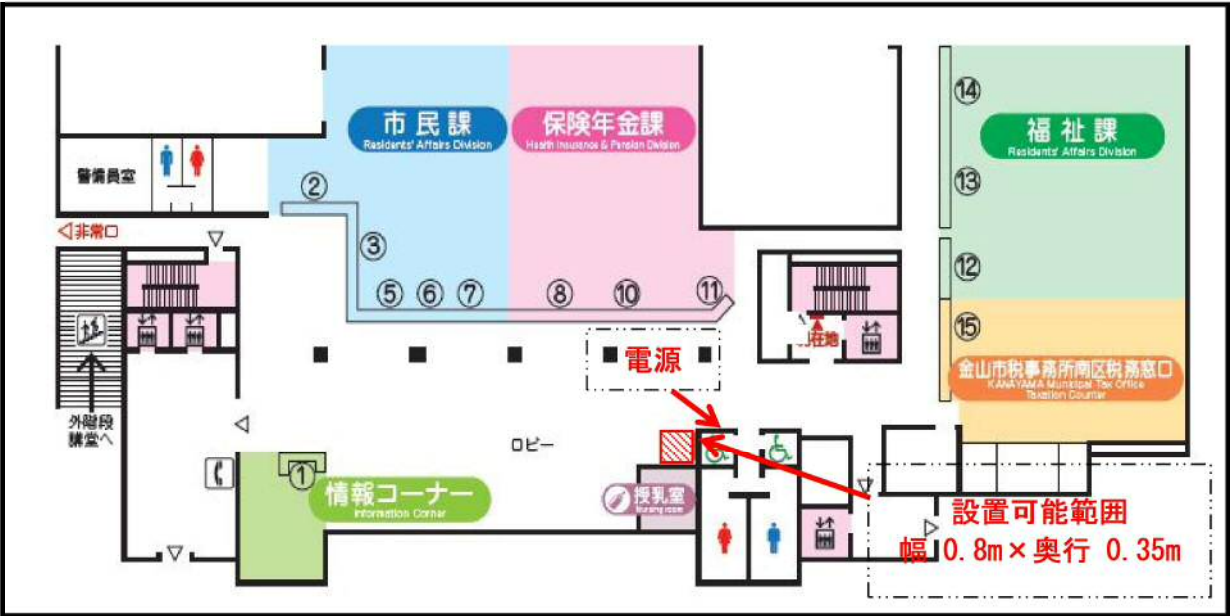
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

南区役所総務課庶務係
担当者: 高橋
052-823-9314

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



・設置可能範囲 図面中斜線部
・壁面はアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	約24,000人（約100人）
主に利用される方	主に南区に在住の乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方。 市民課や保険年金課に手続きに来庁される方。
	設置場所は待合ロビーのため、市民課と保険年金課に来庁した方が目にする場所になります。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が来庁します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	住所変更等の区役所関係業務
	平日（月曜～金曜）の開庁時間（8:45～17:30）
施設のウェブサイト等	南区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/minami/

1. 施設の概要

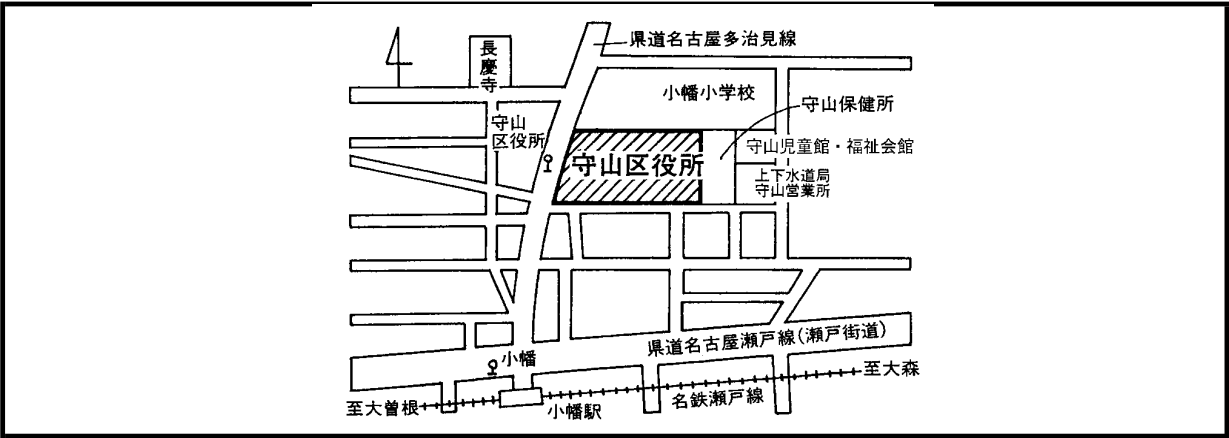
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-22	守山区役所 (守山区小幡1-3-1)	1階 西玄関付近	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計0.64㎡ 幅0.8m×奥行0.8m

2. 詳細情報

① 設置場所の状況についての問い合わせ先

守山区区政部総務課庶務係
担当者:高橋
052-796-4615

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



・設置可能範囲 図面中斜線部
床面のみアンカー可能(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	区役所窓口における各種手続きのために来庁される、主に守山区に在住する、乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方。
	設置場所は区役所西玄関を入ってすぐの総合窓口付近にあり、多くの来庁者が通行し、立ち寄ります。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口における届け出、証明書発行等の各種手続き、相談業務
	区役所通常窓口業務の他、庁舎内の会議室において市民団体向け研修会、打合せ会等を開催します。
施設のウェブサイト等	守山区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/moriyama/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-23	守山区志段味支所 (守山区大字下志段味字横堤1390-1)	1階 入口付近	1台	指定なし ※音不可	R4. 4. 1～ 5年間	計0.42㎡ 幅0.6m×奥行0.7m

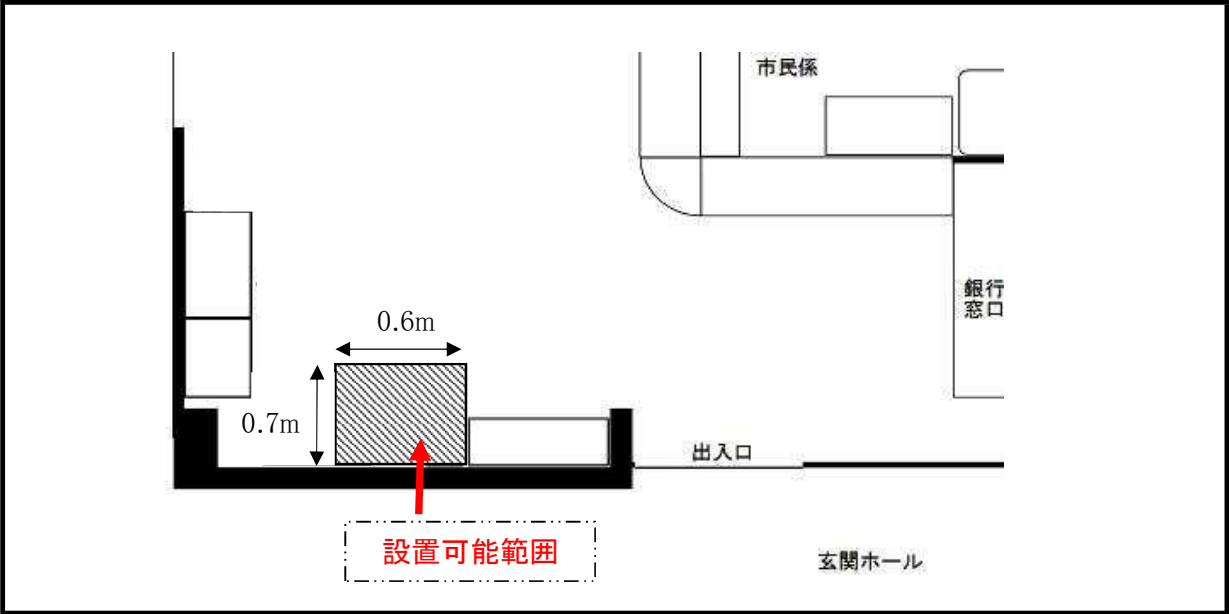
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
守山区役所志段味支所区民生活課庶務係
担当者:伊藤
052-736-2154

② 現地案内図

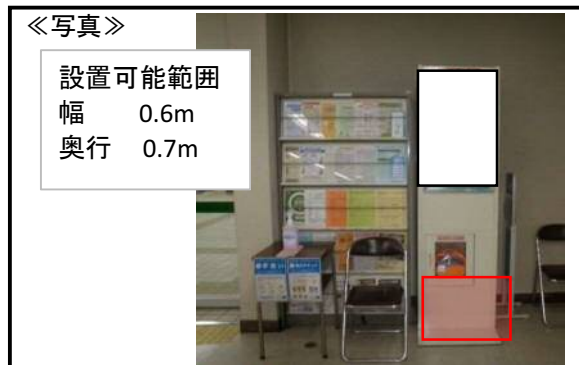


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	60,000人（250人～）
主に利用される方	守山区内・志段味支所管内にお住まいの方等
	設置場所は2つある出入口のうちの主要な出入口付近のため、全来場者の半数以上が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	各種届出・申請の受付、相談、証明書発行等の区役所業務
施設のウェブサイト等	守山区役所志段味支所 http://www.city.nagoya.jp/shicho/page/0000005602.html

1. 施設の概要

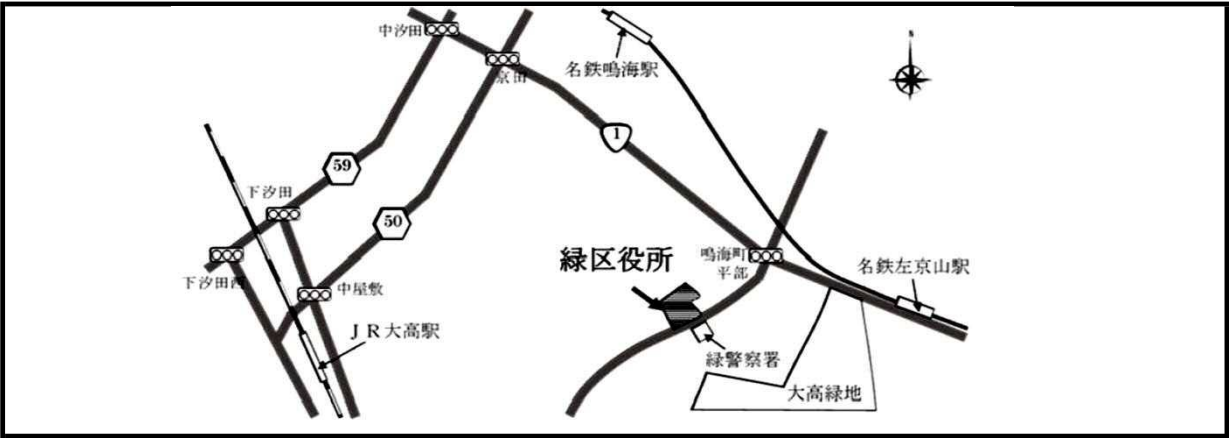
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-24	緑区役所 (緑区青山二丁目 1 5 番地)	1 階 市民課入口付近	1 台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.7㎡ 幅1.0m×奥行0.7m

2. 詳細情報

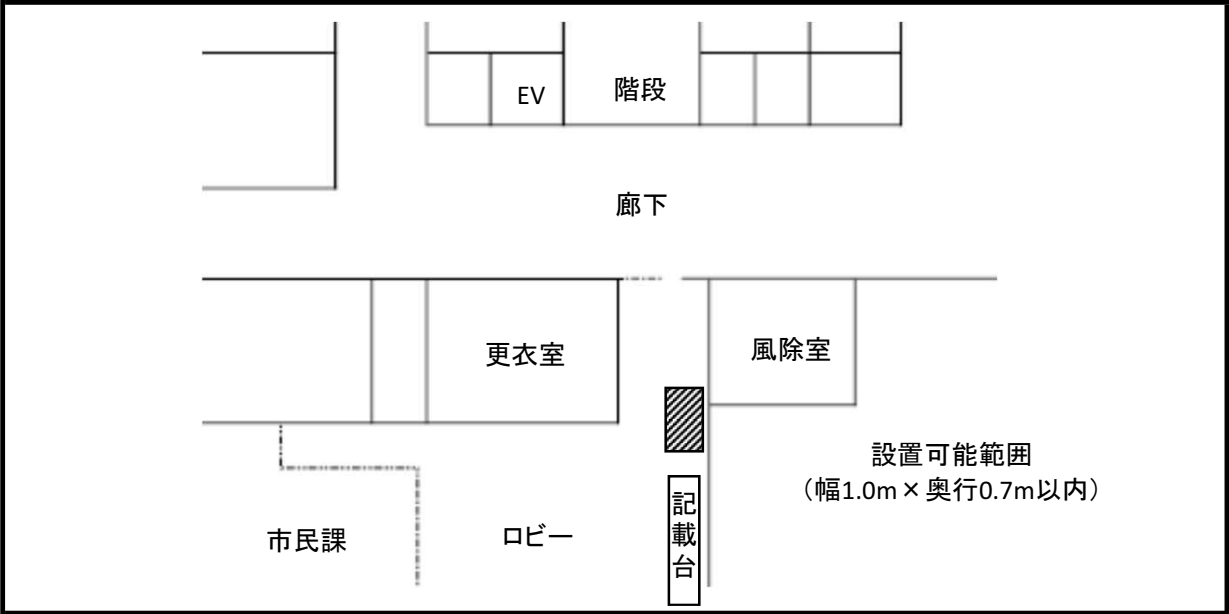
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

緑区役所総務課庶務係
担当者:加藤、三浦
052-625-3903

② 現地案内図

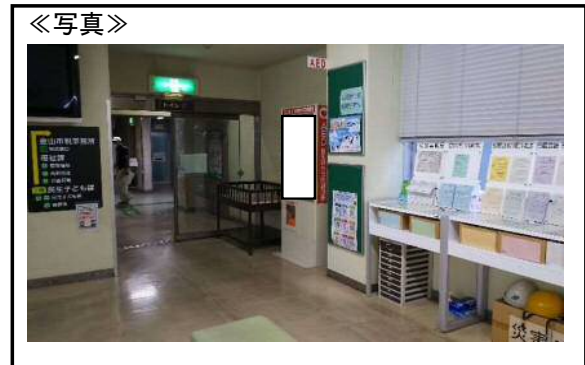


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	主に緑区在住で区役所窓口の手続きに来られた方が利用します。
	設置場所は1階市民課及び保険年金課待合ロビーの出入口付近で、市民課及び保険年金課の届出・証明等発行窓口のため、男女ともに幅広い年齢層の方々が通行されます。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種届出の受付・相談等
	区役所講堂での会議・イベント等の開催
施設のウェブサイト等	緑区ホームページ https://www.city.nagoya.jp/midori/

1. 施設の概要

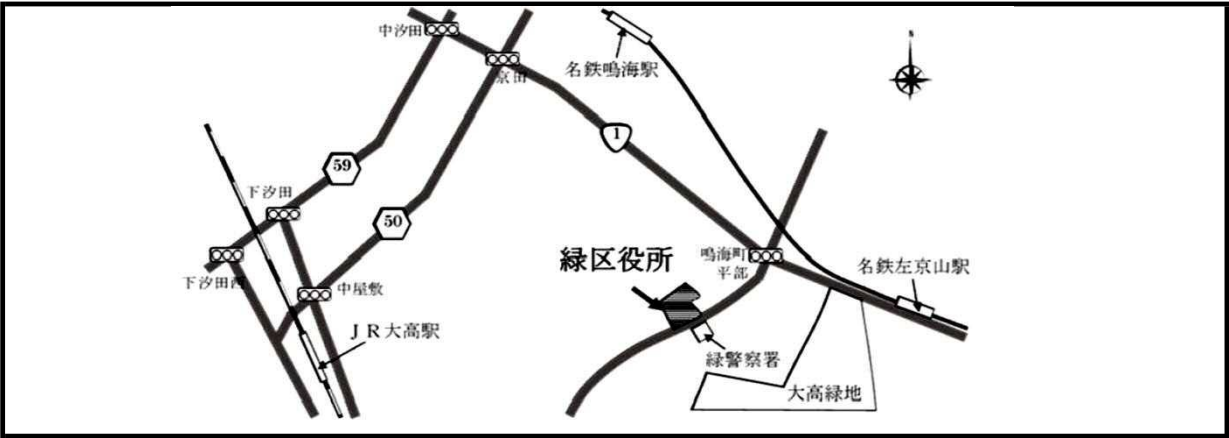
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-25	緑区役所 (緑区青山二丁目15番地)	2階 トイレ前廊下	1台	紙媒体のみ	R4.4.1～ 5年間	計0.7㎡ 幅1.0m×奥行0.7m

2. 詳細情報

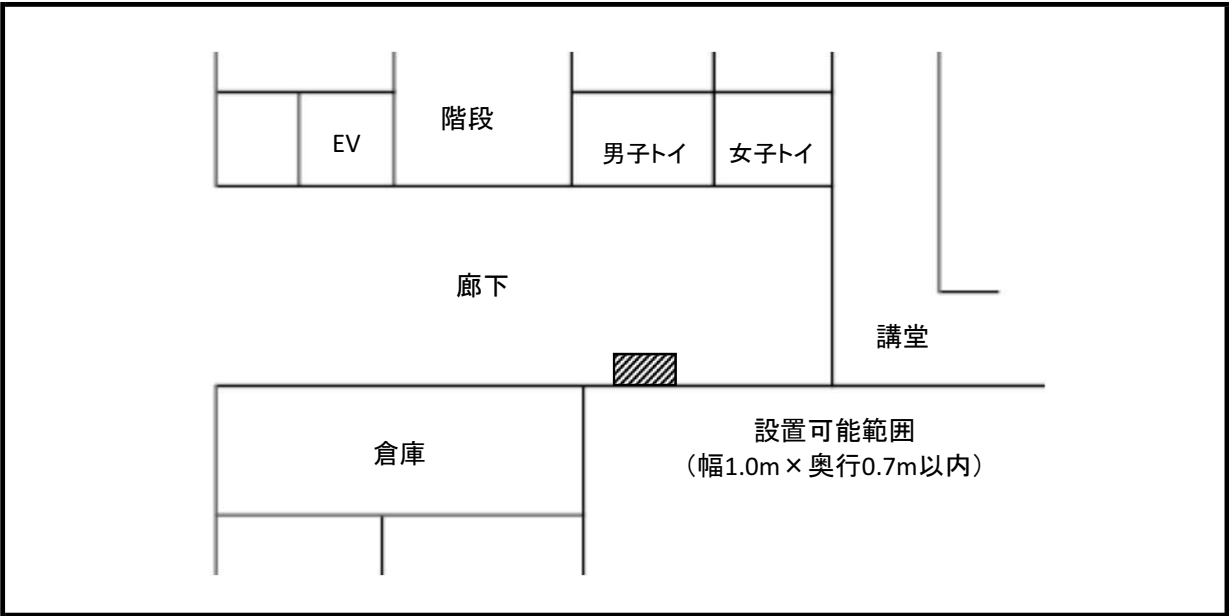
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

緑区役所総務課庶務係
担当者:加藤、三浦
052-625-3903

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	主に緑区在住で区役所窓口の手続きに来られた方が利用します。
	設置場所の2階は、民生子ども係、保護係及び緑農政係があり、手続きの多い子育て世代の方が多く通行されます。また、講堂出入口付近でもあるため会議・イベント等で講堂を利用される方も通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種届出の受付、相談及び証明等の発行
	区役所講堂での会議・イベント等の開催
施設のウェブサイト等	緑区ホームページ https://www.city.nagoya.jp/midori/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-26	緑区役所徳重支所等共同ビル (緑区元徳重一丁目401番地)	3階 入口付近	1台	紙媒体のみ	R4.4.1～ 5年間	計0.65㎡ 幅1.3m×奥行0.5m

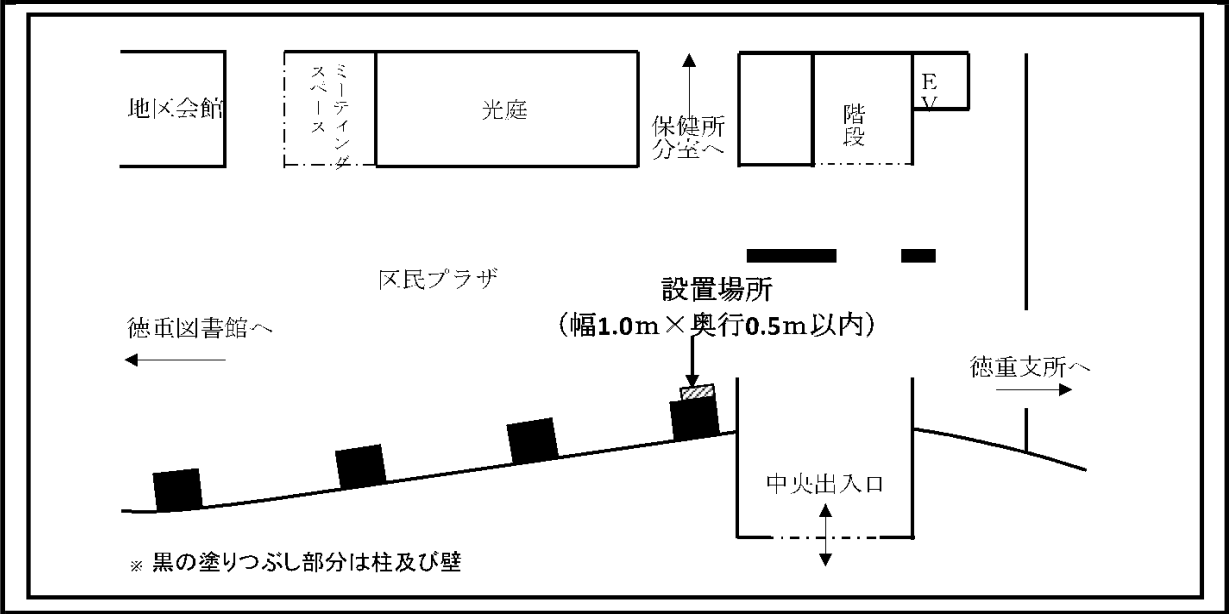
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
緑区役所徳重支所区民生活課庶務係
担当者: 原田
052-875-2202

② 現地案内図

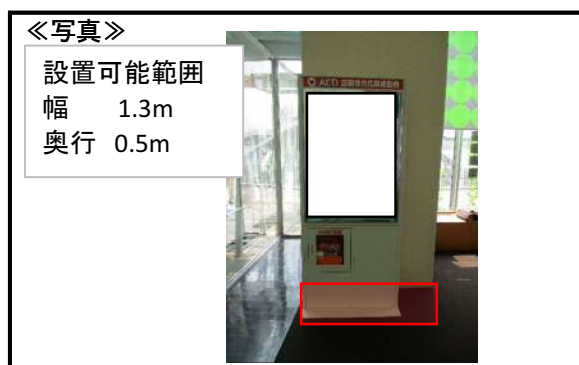


③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
・床面はアンカー止め可(壁面は不可)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	691,670人（1,894人／日） ※徳重支所、保健センター徳重分室、徳重地区会館、図書館の合計数 図書館のみ令和元年実績、その他施設は令和2年度実績
主に利用される方	主に緑区を中心に近隣に在住の幅広い年代の方が利用されます。 主に施設利用(区役所業務、乳幼児健診、趣味・習い事、本を借りる・返却する)する方。
	設置場所は入口付近のため、全来場者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所業務、乳幼児健診、趣味・習い事、本を借りる・返却する
	日曜窓口(支所)、自主事業(地区会館)、展示(図書館)
施設のウェブサイト等	緑区役所ホームページ(支所、保健センター徳重分室) http://www.city.nagoya.jp/midori/ 徳重地区会館ホームページ http://www.tokushige-chikukaikan.jp/ 名古屋市図書館ホームページ(徳重図書館) https://www.library.city.nagoya.jp/

1. 施設の概要

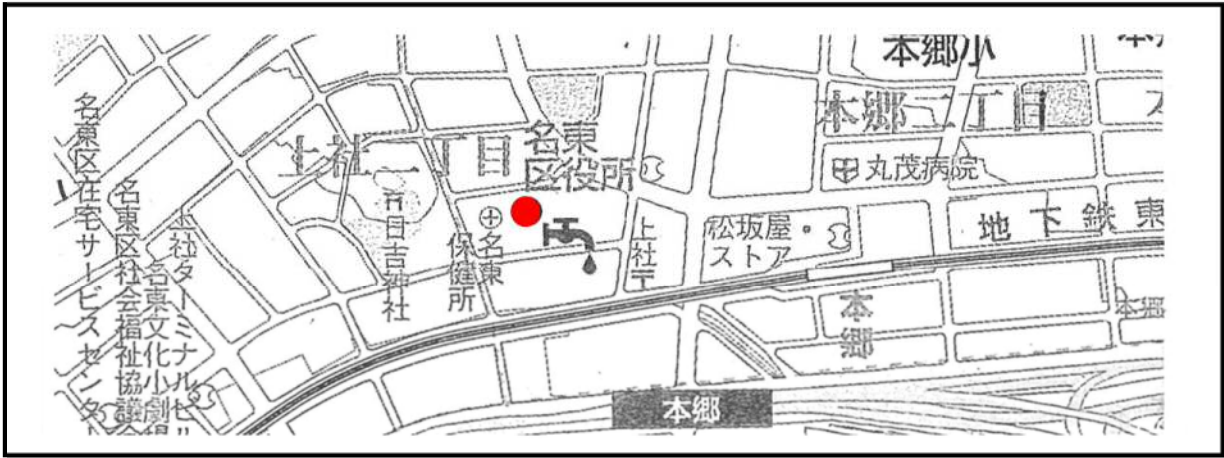
施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-27	名東区役所 (名東区上社二丁目50)	1階 入口付近	1台	指定なし ※音不可	R3.4.1～ 5年間	計0.64㎡ 幅0.8m×奥行0.8m

2. 詳細情報

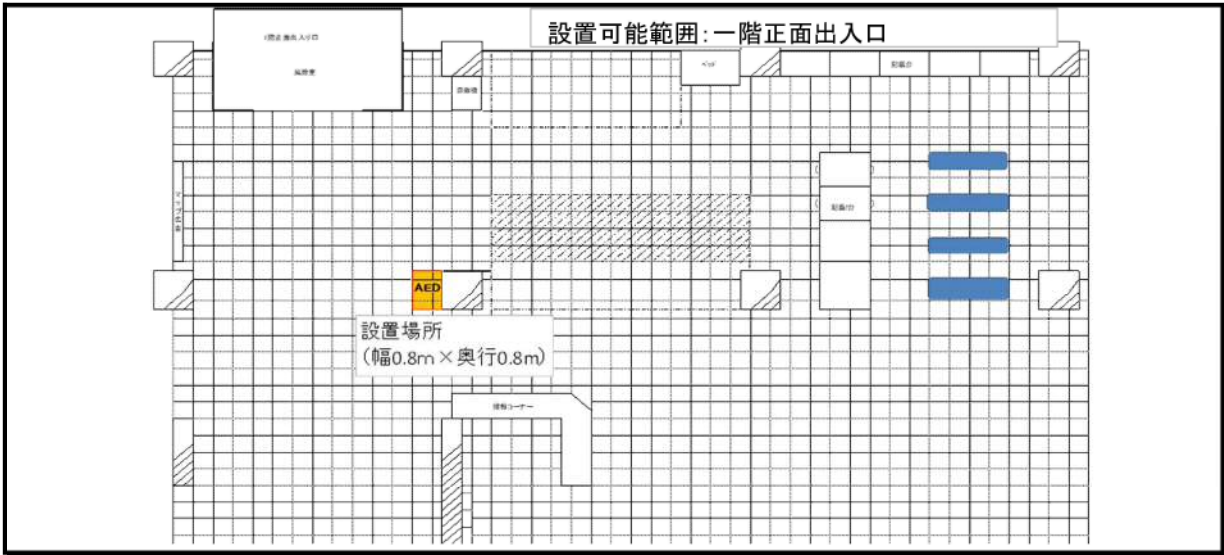
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

名東区総務課庶務係
担当者:岡
052-778-3013

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中黄色部分
- ・壁面・床面共にアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に名東区に在住の20歳代から70歳代の方。主に市民課、税務窓口等の小名称の発行や保険年金課、福祉課、保健所等の届出申請など
	設置場所はメイン入り口付近のため、全来場者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	区役所窓口での各種証明書発行 等
	保健所での乳幼児の定期健診 等
施設のウェブサイト等	名東区 ホームページ https://www.city.nagoya.jp/meito/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-28	天白区役所 (天白区島田二丁目201)	1階 入口付近	1台	紙媒体のみ	R4. 4. 1～ 5年間	計0.42㎡ 幅0.6m×奥行0.7m

2. 詳細情報

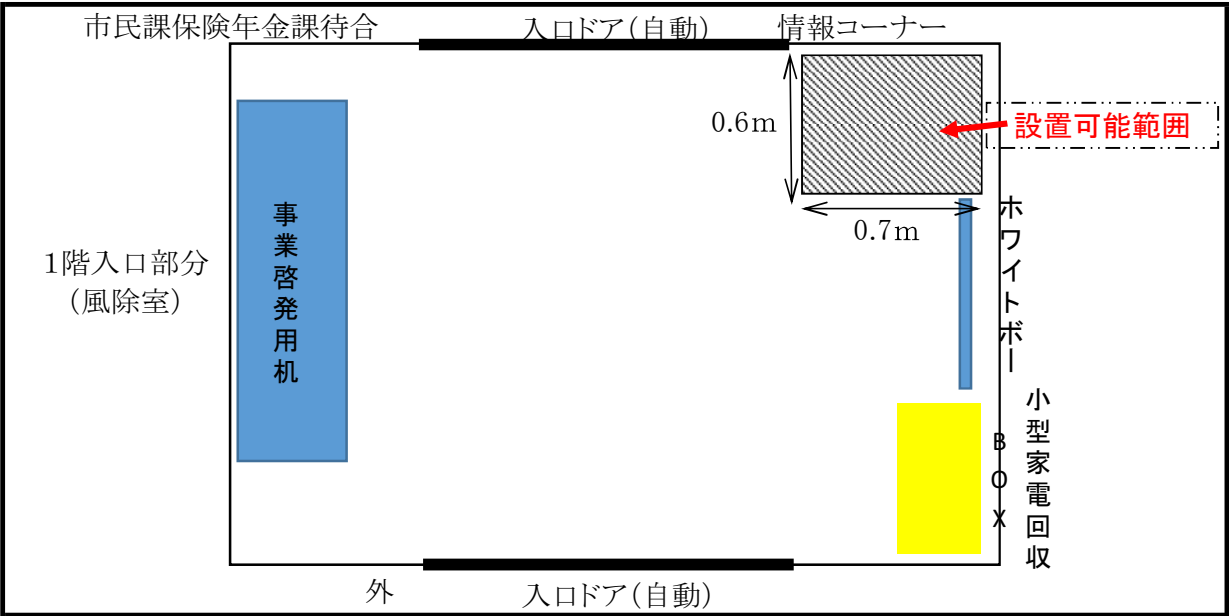
① 設置場所の状況についての問い合わせ先

天白区役所総務課庶務係
担当者:古橋
052-807-3811

② 現地案内図



③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可能(現在はなし)

④ 設置場所写真（2枚以上）



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、紙媒体広告に限る。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 （1日あたり利用者数）	別紙参照
主に利用される方	主に天白区を中心に市内に在住の幅広い年代の方
	設置場所は入口付近のため、全来場者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	届出や証明業務をはじめ、国民健康保険、国民年金、介護保険等市民のみなさまの近いところで幅広いサービスを提供
	平日の開庁日に加え、日曜窓口を毎月最低1回、年16日実施（令和3年度）
施設のウェブサイト等	天白区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/tempaku/

1. 施設の概要

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
1-29	天白区役所 (天白区島田二丁目201)	2階 ①講堂ロビー ②EV前	1台	指定なし ※音不可	R4.4.1～ 5年間	計(①+②)5.75㎡ ①幅5.0m×奥行1.0m ②幅1.5m×奥行0.5m

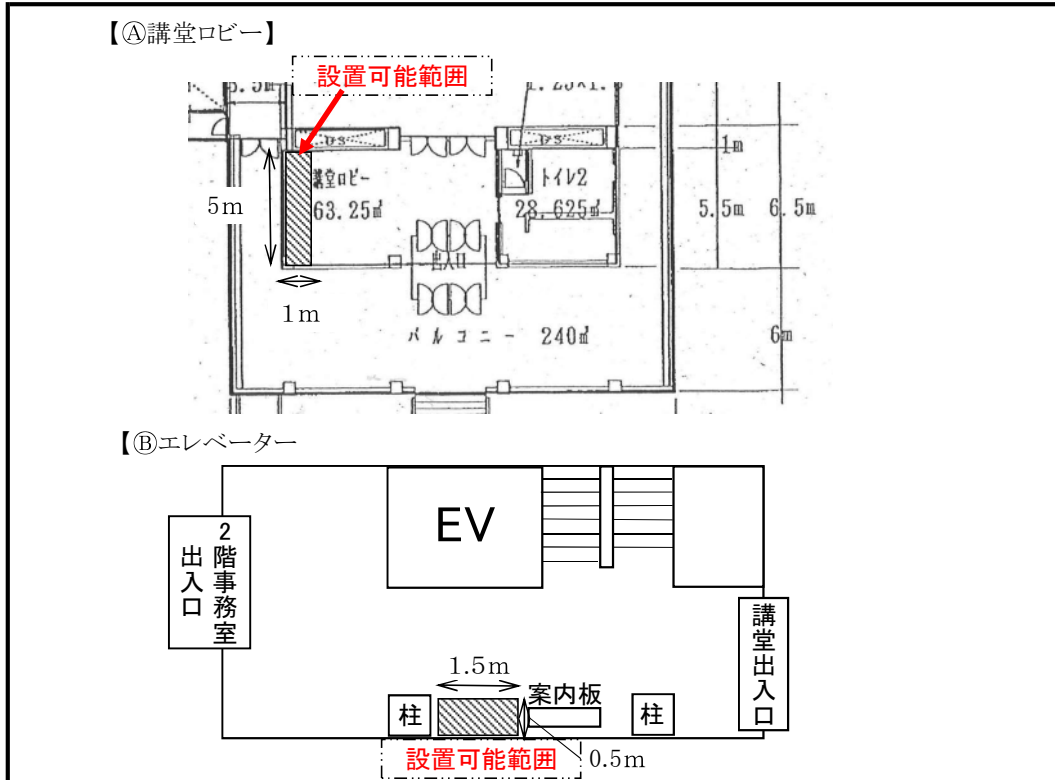
2. 詳細情報

- ① 設置場所の状況についての問い合わせ先
 天白区役所総務課庶務係
 担当者: 古橋
 052-807-3811

② 現地案内図



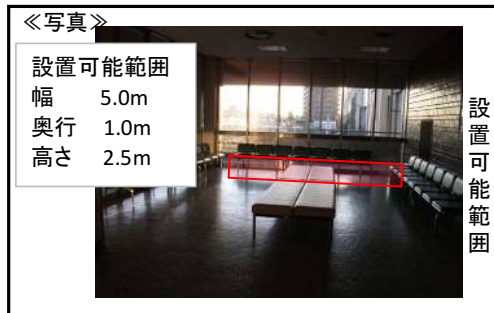
③ 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・床面はアンカー止め可能

④ 設置場所写真（2枚以上）

【①講堂ロビー】



【②エレベーター】



⑤ 設置可能期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和5年4月1日から4年間を限度（最大令和9年3月31日まで）に1年を単位として契約の更新を申請できる。

⑥ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。（付近に電気電源あり）

デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。

デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

⑦ 施設参考情報

年間利用者数 (1日あたり利用者数)	別紙参照
主に利用される方	主に天白区を中心に市内に在住の幅広い年代の方
	設置場所は講堂入口及び2階事務室入口付近のため、多くの来場者が通行します。乳幼児連れの方から高齢の方まで各年代の方が通行します。
施設のサービス内容や 開催するイベント・事業等	【(A)講堂ロビー】講堂では区役所の事業として、区民に向けて福祉や防災等幅広く講演・講座を実施 【(B)エレベーター前】2階事務室で児童手当や所得証明、各種納付等の幅広いサービスを提供
	【(A)講堂ロビー】講堂では華道展(例年10月)や美術展(例年10月)、農産物品評会(例年12月)等イベント多数実施 【(B)エレベーター前】2階事務室は平日の開庁日に加え、日曜日毎月最低1回、年16日業務を実施(令和3年度)
施設のウェブサイト等	天白区役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/tempaku/

(別紙)

(2) 戸 籍 事 務 取 扱 状 況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

種 別 区 別	戸 籍 に 関 す る 届 出 件 数					戸 籍 関 係 証 明 交 付 等 通 数				火（埋）葬 許 可 件 数
	総 数	届 出			他市区町村 からの送付	総 数	戸籍謄抄本 交 付 通 数	除（原）籍謄 抄本交付通数	そ の 他	
		計	本籍人届出	非本籍人届出						
	件	件	件	件	件	通	通	通	通	件
千 種 区	7,984	4,810	2,921	1,889	3,174	29,697	20,534	8,116	1,047	1,566
東 区	4,894	2,919	1,845	1,074	1,975	20,573	12,700	7,184	689	702
北 区	7,249	4,712	3,202	1,510	2,537	29,158	18,719	9,547	892	1,599
楠 支 所	1,799	1,052	817	235	747	10,405	6,880	3,357	168	228
西 区	5,648	3,762	2,572	1,190	1,886	28,533	16,636	11,257	640	1,221
山 田 支 所	2,621	1,396	1,032	364	1,225	12,042	8,149	3,662	231	274
中 村 区	8,619	5,269	3,509	1,760	3,350	33,534	20,636	11,672	1,226	1,579
中 区	7,645	4,271	2,267	2,004	3,374	38,097	23,537	12,891	1,669	1,070
昭 和 区	5,805	3,635	2,214	1,421	2,170	23,863	15,727	7,459	677	1,217
瑞 穂 区	5,730	3,512	2,373	1,139	2,218	24,188	16,094	7,585	509	1,120
熱 田 区	3,910	2,241	1,466	775	1,669	229,513	95,791	133,302	420	672
中 川 区	8,874	6,436	4,456	1,980	2,438	31,012	20,781	8,878	1,353	2,092
富 田 支 所	3,187	1,753	1,344	409	1,434	13,736	9,253	4,206	277	304
港 区	6,159	4,054	2,969	1,085	2,105	21,950	15,236	5,664	1,050	1,345
南 陽 支 所	1,365	951	740	211	414	7,903	5,220	2,466	217	208
南 区	7,334	4,551	3,228	1,323	2,783	29,252	19,375	8,836	1,041	1,667
守 山 区	8,147	5,502	3,674	1,828	2,645	27,405	18,899	7,741	765	1,565
志段味支所	1,022	935	668	267	87	7,581	4,985	2,521	75	111
緑 区	7,247	5,243	3,607	1,636	2,004	27,817	19,425	7,500	892	1,459
徳 重 支 所	4,409	2,856	1,993	863	1,553	18,120	14,012	3,845	263	542
名 東 区	7,100	4,714	2,847	1,867	2,386	29,923	21,318	7,822	783	1,250
天 白 区	7,305	4,850	2,997	1,853	2,455	25,517	19,066	5,761	690	1,317
計	124,053	79,424	52,741	26,683	44,629	719,819	422,973	281,272	15,574	23,108

(別紙)

(3) 住民基本台帳事務取扱状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

種 別 区 別	住 民 基 本 台 帳 届 出 件 数					住 民 基 本 台 帳 関 係 証 明 交 付 等 件 数				
	総 数	転 入 届	転 居 届	転 出 届	そ の 他	総 数	住民票の写し	附票の写し	住民票閲覧	そ の 他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
千 種 区	20,720	9,831	2,447	6,020	2,422	73,035	68,080	2,014	260	2,681
東 区	12,497	6,461	1,250	3,176	1,610	48,628	44,643	2,337	246	1,402
北 区	14,366	7,101	2,199	3,590	1,476	59,819	55,250	2,184	248	2,137
楠 支 所	3,268	847	613	904	904	18,549	17,166	740	77	566
西 区	12,380	6,226	1,581	2,947	1,626	49,486	44,678	2,822	486	1,500
山 田 支 所	4,773	1,838	830	1,593	512	24,455	22,324	869	440	822
中 村 区	22,968	9,736	3,014	6,747	3,471	67,633	63,168	1,891	228	2,346
中 区	24,010	11,604	2,764	6,477	3,165	120,735	114,629	4,027	376	1,703
昭 和 区	17,092	8,273	1,668	4,627	2,524	51,094	47,536	1,244	210	2,104
瑞 穂 区	10,389	5,289	1,245	2,787	1,068	46,996	43,413	1,422	246	1,915
熱 田 区	8,792	4,633	777	2,203	1,179	287,381	220,292	65,109	112	1,868
中 川 区	19,298	8,754	2,884	4,785	2,875	72,932	68,268	1,706	309	2,649
富 田 支 所	4,347	1,330	1,063	1,315	639	28,367	26,444	810	121	992
港 区	12,099	5,372	2,210	2,605	1,912	54,214	50,313	1,628	322	1,951
南 陽 支 所	2,522	850	603	596	473	18,932	17,855	440	21	616
南 区	19,539	8,191	2,001	5,089	4,258	58,259	53,643	2,156	541	1,919
守 山 区	13,587	6,209	2,251	3,659	1,468	58,539	54,787	1,390	244	2,118
志段味支所	2,114	855	398	592	269	15,441	14,312	606	59	464
緑 区	14,642	6,478	1,990	3,832	2,342	62,530	58,426	1,915	133	2,056
徳 重 支 所	6,378	2,465	1,068	2,056	789	42,702	39,791	792	214	1,905
名 東 区	17,881	7,697	2,323	5,556	2,305	72,518	67,402	2,045	263	2,808
天 白 区	15,885	7,263	2,365	4,525	1,732	66,698	62,617	1,405	87	2,589
計	279,547	127,303	37,544	75,681	39,019	1,398,943	1,255,037	99,552	5,243	39,111

(別紙)

(4) 印鑑登録事務取扱状況等

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

区 別	種 別	印鑑登録関係件数					自動車臨時運行 許可件数
		印鑑登録数 (3月末)	印鑑登録申請件数	廃止申請件数	亡失届件数	印鑑登録証明件数	
		件	件	件	件	件	件
千 種 区		95,666 (1,884)	6,443	185	1,707	46,499	158
東 区		48,123 (1,281)	3,600	89	933	28,331	185
北 区		76,482 (1,791)	4,786	163	1,412	32,854	324
	楠 支 所	27,923 (595)	1,255	58	454	12,722	
西 区		53,616 (746)	3,700	83	1,075	26,323	396
	山 田 支 所	36,382 (441)	1,900	69	529	16,911	
中 村 区		81,488 (1,709)	5,615	190	1,438	36,124	308
中 区		48,080 (2,465)	4,965	118	1,153	55,992	156
昭 和 区		62,567 (986)	3,955	130	1,045	34,048	219
瑞 穂 区		68,026 (879)	3,827	148	1,025	33,530	219
熱 田 区		40,731 (721)	2,277	88	704	22,106	156
中 川 区		92,785 (1,682)	6,217	234	1,828	43,671	1,172
	富 田 支 所	43,986 (982)	2,191	94	754	18,532	
港 区		75,005 (3,098)	3,978	135	1,364	30,400	994
	南 陽 支 所	18,745 (614)	1,143	35	418	12,348	
南 区		87,979 (2,387)	4,610	182	1,521	35,191	492
守 山 区		88,203 (1,618)	5,205	206	1,435	38,055	868
	志 段 味 支 所	19,450 (283)	1,123	53	270	10,265	
緑 区		83,835 (1,495)	5,405	194	1,497	42,357	678
	徳 重 支 所	70,122 (631)	3,146	157	877	30,561	
名 東 区		94,442 (1,428)	6,403	205	1,688	49,432	542
天 白 区		96,852 (1,222)	5,623	213	1,540	44,668	574
計		1,410,488 (28,938)	87,367	3,029	24,667	700,920	7,441

(備考) 印鑑登録関係件数中、() 内は内数としての外国人住民に係る該当印鑑件数。

(別紙)

(5) 諸 証 明 ・ 閲 覧 件 数

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

種 別 区 別		税 務 関 係								民生関係	農政関係	そ の 他	合 計	
		土 地		家 屋		納税証明	所得証明	そ の 他						計
		証 明	閲 覧	証 明	閲 覧			証 明	閲 覧					
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
千 種 区		2,577	0	2,032	5	3,029	19,370	79	19	27,111	1,937	0	436	29,484
東 区		3,297	1	2,184	7	2,506	9,916	646	26	18,583	656	0	132	19,371
北 区		2,230	3	1,636	2	3,480	16,771	117	30	24,269	2,625	0	287	27,181
	楠 支 所	621	0	424	0	2,710	6,124	175	14	10,068	968	0	44	11,080
西 区		3,578	42	2,165	25	2,870	11,209	593	11	20,493	1,251	0	204	21,948
	山 田 支 所	968	0	595	0	2,456	7,115	89	23	11,246	1,172	0	34	12,452
中 村 区		1,831	17	1,202	15	3,373	16,250	182	27	22,897	1,241	0	686	24,824
中 区		4,614	14	3,557	25	6,290	17,376	744	26	32,646	2,621	0	69	35,336
昭 和 区		2,514	1	1,907	0	2,173	11,663	354	18	18,630	1,358	0	100	20,088
瑞 穂 区		2,287	7	1,390	0	2,124	11,611	321	36	17,776	2,537	0	205	20,518
熱 田 区		1,900	0	1,079	0	3,340	8,193	568	9	15,089	1,275	0	219	16,583
中 川 区		2,454	5	1,471	5	6,236	18,681	274	62	29,188	2,576	21	204	31,989
	富 田 支 所	961	13	456	0	2,657	10,361	79	19	14,546	782	0	140	15,468
港 区		1,161	135	779	44	6,916	18,114	234	21	27,404	3,700	0	240	31,344
	南 陽 支 所	785	27	322	1	2,344	5,706	238	19	9,442	416	36	150	10,044
南 区		1,783	3	1,068	3	4,245	17,338	307	21	24,768	5,395	0	327	30,490
守 山 区		2,301	4	1,417	5	3,441	17,717	79	26	24,990	3,443	34	2,401	30,868
	志 段 味 支 所	710	3	304	0	1,465	4,739	23	16	7,260	869	0	57	8,186
緑 区		3,100	11	1,454	2	5,360	18,308	261	55	28,551	2,074	35	1,156	31,816
	徳 重 支 所	1,610	4	927	1	1,751	13,229	203	16	17,741	647	0	967	19,355
名 東 区		3,806	6	2,523	5	3,330	20,355	530	19	30,574	3,299	0	296	34,169
天 白 区		2,902	20	2,009	2	3,883	18,308	141	25	27,290	1,766	0	461	29,517
栄 市 税 事 務 所		8,850	1	6,743	3	4,811	6,891	6,098	114	33,511	-	-	-	33,511
	上 社 出 張 所	1,765	0	1,172	0	269	399	573	3	4,181	-	-	-	4,181
さ さ し ま 市 税 事 務 所		5,360	1	3,996	1	2,967	4,195	962	51	17,533	-	-	-	17,533
	東 海 通 出 張 所	98	2	82	0	589	207	9	0	987	-	-	-	987
金 山 市 税 事 務 所		6,121	1	4,053	0	9,506	4,613	5,782	26	30,102	-	-	-	30,102
	野 並 出 張 所	166	0	117	0	350	346	6	0	985	-	-	-	985
計		70,350	321	47,064	151	94,471	315,105	19,667	732	547,861	42,608	126	8,815	599,410